

杉並区建築基準法施行細則

昭和40年3月31日
規則第21号

〔注〕平成18年3月から改正経過を注記した。

改正	昭和44年7月31日規則第34号	昭和46年1月21日規則第1号
	昭和48年9月22日規則第38号	昭和48年12月25日規則第49号
	昭和50年3月31日規則第31号	昭和51年3月16日規則第6号
	昭和51年9月27日規則第47号	昭和52年12月1日規則第58号
	昭和57年4月1日規則第34号	昭和57年10月1日規則第70号
	昭和58年3月31日規則第13号	昭和60年5月25日規則第35号
	昭和61年3月31日規則第31号	昭和62年3月23日規則第9号
	昭和62年12月14日規則第81号	平成元年3月30日規則第7号
	平成2年3月29日規則第13号	平成5年6月10日規則第47号
	平成6年3月31日規則第25号	平成7年4月28日規則第38号
	平成7年7月28日規則第69号	平成8年3月25日規則第9号
	平成11年6月21日規則第75号	平成12年3月31日規則第121号
	平成12年9月14日規則第169号	平成13年5月16日規則第86号
	平成13年9月11日規則第111号	平成15年3月31日規則第40号
	平成15年11月28日規則第117号	平成16年6月24日規則第62号
	平成17年3月28日規則第9号	平成18年3月31日規則第43号
	平成19年3月30日規則第47号	平成19年11月29日規則第133号
	平成20年9月30日規則第71号	平成21年3月23日規則第19号
	平成24年12月26日規則第122号	平成27年5月29日規則第62号
	平成28年6月1日規則第118号	平成29年3月31日規則第36号
	平成30年3月30日規則第48号	平成30年6月27日規則第61号
	平成31年3月29日規則第32号	令和元年10月30日規則第26号
	令和2年12月24日規則第94号	

目次

- 第1章 総則(第1条—第10条)
- 第2章 定期報告(第11条—第14条の5)
- 第3章 許可申請等(第15条—第21条)
- 第4章 公聴会(第22条—第35条)
- 第5章 建築協定(第36条—第44条)
- 第6章 雑則(第45条—第52条)

附則

- 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この細則は、区長が、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号。以下「規則」という。)及び平成15年国土交通省告示第303号(以下「平成15年国交省告示」という。)に基づき規定すべき事項並びに区長及び区建築主事が、法、これに基づく命令及び平成15年国交省告示並びに法及び令に基づく東京都条例(以下「都条例」という。)及び杉並区条例(以下「区条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成30年規則61号〕

(申請者が法人の場合)

第2条 この細則の規定により区長又は建築主事に申請、届出、報告又は請求をする者が、法人である場合は、その名称、事務所所在地及び代表者の氏名を記載しなければならない。

(確認申請等の取下げ)

第3条 法、令、規則、都条例、区条例及びこの細則により建築主事又は区長に申請書を提出した者は、建築主事又は区長が確認、許可又は認定(以下「確認等」という。)をする前に、当該申請を取り下げようとするときは、別記第1号様式により建築主事又は区長に届け出なければならない。

2 前項の規定は、法第18条の規定による通知をした者について準用する。

一部改正〔平成27年規則62号〕

(建築主の変更等)

第4条 確認等を受けた建築物、建築設備又は工作物(以下「建築物等」という。)で、その工事の完了前に建築主、設置者又は築造主(以下「建築主等」という。)を変更しようとする者は、別記第2号様式により、確認済証、許可通知書又は認定通知書(以下「確認済証等」という。)を添えて、完了検査申請書を提出する前に建築主事又は区長に届け出なければならない。

2 建築主は、建築物の確認申請書を提出する場合において、工事監理者を定めていないときは当該建築物の工事に着手する3日前までに、工事監理者を変更したときは変更した日から3日以内に、別記第3号様式により、確認済証を添えて、建築主事に届け出なければならない。

3 建築主等は、建築物等の確認申請書を提出する場合において、工事施工者を定めていないときは当該建築物等の工事に着手する3日前までに、工事施工者を変更したときは変更した日から3日以内に、別記第4号様式により、確認済証を添えて、建築主事に届け出なければならない。

4 前3項の規定により添付した確認済証等は、届出を受理した日から7日以内に建築主等に返還する。

5 前4項の規定は、法第18条の規定による通知をした者について準用する。

一部改正〔平成27年規則62号〕

(指定確認検査機関の建築主等の変更等の報告)

第4条の2 法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関は、法第6条の2(法第87条第1項、法第87条の4並びに法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)に規定する確認を受けた建築物等の建築主等、工事監理者又は工事施工者の変更又は選任の届出を受けたときは、速やかに区長に報告しなければならない。

一部改正〔平成31年規則32号〕

(工事の取りやめ)

- 第5条** 確認等を受けた建築物等の建築主等は、その工事を取りやめようとするときは、別記**第5号様式**により、確認済証等を添えて、建築主事又は区長に届け出なければならない。
 2 前項の規定により添付した確認済証等は、届出を受理した日から7日以内に建築主等に返還する。
 3 前2項の規定は、法第18条の規定による通知に係る建築物等の工事を取りやめようとする者について準用する。

第6条及び第7条 削除

(確認申請書に添付する図書、調書及び通知書の写し)

- 第8条** 建築物の確認申請書又は法第18条第2項の規定による通知に係る建築物の計画通知書には、都条例の規定に適合するものであることについて確認を受けるために、**別表**に掲げる図書を、工場にあつては別記**第6号様式**による工場調書を、区条例に基づく建築物の制限の適用除外の許可を受けた者にあつては別記**第12号様式の2**による許可通知書の写しを添えなければならない。
 2 前項の規定は、建築設備若しくは工作物の確認申請書又は法第18条第2項の規定による通知に係る建築設備若しくは工作物の計画通知書について準用する。

一部改正〔平成27年規則62号〕

(構造計算適合性判定の申請に係る届出)

- 第9条** 建築物の確認申請書又は法第18条第2項の規定による通知に係る建築物の計画通知書を提出した後に法第6条の3第1項の規定による構造計算適合性判定の申請を行つた者は、遅滞なく、当該申請を行つた旨を別記**第6号様式の2**により建築主事に届け出なければならない。

全部改正〔平成27年規則62号〕

(維持保全に関する準則の作成等を要する建築物の指定)

- 第9条の2** 法第8条第2項第2号の規定により指定する建築物は、事務所その他これに類する用途に供するもの(同項第1号に掲げる特殊建築物を除く。)で、その用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの(5階以上の建築物で延べ面積が2,000平方メートルを超えるもののうち、3階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるものに限る。)とする。

追加〔令和元年規則26号〕

(標識の設置による公示等)

- 第10条** 法第9条第13項の規定に基づく標識は、別記**第7号様式**によるものとする。
 2 法第88条第1項から第3項までの規定により準用する法第9条第13項の規定に基づく標識は、別記**第7号様式の2**によるものとする。
 3 規則第4条の17の規定により区長が定める方法は、**杉並区公示式条例(昭和37年杉並区条例第2号)第2条第2項**に定める掲示場への掲示とする。

第2章 定期報告

(定期報告を要する建築物の指定等)

- 第11条** 令第16条第1項各号に掲げる建築物(避難階以外の階を法別表第1(イ)欄(一)項から(四)項までに掲げる用途に供しないことその他の理由により通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。第13条第1号において同じ。)に係る規則第5条第1項の規定により定める報告の時期は、次の表の(あ)欄の各項に掲げる用途ごとに、当該建築物に係る法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証(以下「検査済証」という。)の交付を受けた日の属する年度を除き、それぞれ同表(イ)欄の各項に掲げるとおりとする。

	(あ) 用途	(イ) 報告の時期
1	劇場、映画館、演芸場、観覧場(屋外観覧場を除く。)、公会堂又は集会場	毎年11月1日から翌年の1月31日まで
2	旅館又はホテル	平成28年を始期とし、3年ごとの5月1日から10月31日まで。ただし、床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもので3階以上の階にあるものについては、毎年11月1日から翌年の1月31日まで
3	百貨店、マーケット又は物品販売業を営む店舗(床面積が10平方メートル以内のものを除く。)	平成29年を始期とし、3年ごとの5月1日から10月31日まで。ただし、床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもので3階以上の階にあるものについては、毎年11月1日から翌年の1月31日まで
4	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)又は高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの(平成28年国土交通省告示第240号(以下この表及び次項の表において「告示」という。)第1第2項第2号から第9号までに掲げるものに限る。)	平成28年を始期とし、3年ごとの5月1日から10月31日まで
5	体育館、博物館、美術館、図書館、ボウリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場(学校に附属するものを除く。)	平成28年を始期とし、3年ごとの5月1日から10月31日まで
6	展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店又は飲食店	平成29年を始期とし、3年ごとの5月1日から10月31日まで
7	高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの(告示第1第2項第1号に掲げるものに限る。)	平成30年を始期とし、3年ごとの5月1日から10月31日まで

- 2 法第12条第1項の規定により指定する建築物は、次の表の(あ)欄の各項に掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分が同表(イ)欄の当該各項に掲げる規模又は階のもの(令第16条第1項に規定するものを除く。)とし、当該建築物に係る規則第5条第1項の規定により定める報告の時期は、当該建築物に係る検査済証の交付を受けた日の属する年度を除き、それぞれ同表(ウ)欄の各項に掲げるとおりとする。

	(あ) 用途	(イ) 規模又は階	(ウ) 報告の時期
1	劇場、映画館又は演芸場	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの、主階が1階にないもので床面積の合計が100平方メートルを超えるもの(階数が	毎年11月1日から翌年の1月31日まで

		3以上のものに限る。)又は地階若しくは3階以上の階にあるもの	
2	観覧場(屋外観覧場を除く。)、公会堂又は集会場	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの(平家建ての集会場で客席及び集会室の床面積の合計が400平方メートル未満のものを除く。)又は地階若しくは3階以上の階にあるもの	毎年11月1日から翌年の1月31日まで
3	旅館又はホテル	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの(平家建てで床面積の合計が500平方メートル未満のものを除く。)又は地階若しくは3階以上の階にあるもの	昭和58年を始期とし、3年ごとの5月1日から10月31日まで。ただし、床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもので3階以上の階にあるものについては、毎年11月1日から翌年の1月31日まで
4	百貨店、マーケット、勝馬投票券発売所、場外車券売場又は物品販売業を営む店舗	床面積の合計が500平方メートルを超えるもの又は地階若しくは3階以上の階にあるもの	昭和59年を始期とし、3年ごとの5月1日から10月31日まで。ただし、床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもので3階以上の階にあるものについては、毎年11月1日から翌年の1月31日まで
5	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)又は令第115条の3第1号に掲げる児童福祉施設等(告示第1第2項第2号から第9号までに掲げるものに限る。)	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの(平家建てで床面積の合計が500平方メートル未満のものを除く。)又は地階若しくは3階以上の階にあるもの	昭和58年を始期とし、3年ごとの5月1日から10月31日まで
5の2	令第115条の3第1号に掲げる児童福祉施設等(告示第1第2項に掲げるものを除く。)	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの(平家建てで床面積の合計が500平方メートル未満のものを除く。)又は3階以上の階にあるもの	昭和58年を始期とし、3年ごとの5月1日から10月31日まで
6	学校又は体育館	床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの又は3階以上の階にあるもの	昭和58年を始期とし、3年ごとの5月1日から10月31日まで
7	博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの又は3階以上の階にあるもの	昭和58年を始期とし、3年ごとの5月1日から10月31日まで
8	展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店又は飲食店	床面積の合計が500平方メートルを超えるもの又は地階若しくは3階以上の階にあるもの	昭和59年を始期とし、3年ごとの5月1日から10月31日まで
9	下宿、共同住宅又は寄宿舎	床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもので5階以上の階にあるもの	昭和60年を始期とし、3年ごとの5月1日から10月31日まで
9の2	高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの(告示第1第2項第1号に掲げるものに限る。)	地階又は3階以上の階にあるもの	平成30年を始期とし、3年ごとの5月1日から10月31日まで
10	9の項に掲げる用途と1の項から8の項までに掲げる用途の1以上とを併せるもの(1の項から9の項までの(あ)欄に掲げる用途に供し、その用途に供する部分が用途に応じ(い)欄に掲げる規模又は階のものを除く。)	床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもので5階以上の階にあるもの	平成7年を始期とし、3年ごとの5月1日から10月31日まで
11	事務所その他これに類するもの	床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの(5階以上の建築物で延べ面積が2,000平方メートルを超えるもののうち、3階以上の階にあるものに限る。)	昭和62年を始期とし、3年ごとの5月1日から10月31日まで
12	1の項から8の項までに掲げる用途の2以上を併せるもの(1の項から8の項まで及び10の項(あ)欄に掲げる用途に供し、その用途に供する部分が用途に応じ(い)欄に掲げる規模又は階のものを除く。)	床面積の合計が500平方メートルを超えるもの又は3階以上の階にあるもの	昭和59年を始期とし、3年ごとの5月1日から10月31日まで
13	1の項から12の項までに掲げる用途(11の項に掲げる用途の場合は、階数が5以上で延べ面積が1,000平方メートルを超えるものに限る。)のいずれかを有する地下街	床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの	毎年11月1日から翌年の1月31日まで

備考

- 1 この表の(い)欄及び(う)欄において、「地階若しくは3階以上の階にあるもの」、「3階以上の階にあるもの」、「5階以上の階にあるもの」又は「地階又は3階以上の階にあるもの」とは、それぞれ地階若しくは3階以上、3階以上、5階以上又は地階若しくは3階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるものをいう。ただし、その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のものは、階数が3以上のものに限る。
- 2 この表の9の項及び10の項の(あ)欄に掲げる用途に供する建築物のうち、共同住宅の住戸の部分については、定期報告の対象から除く。

一部改正〔平成28年規則118号・令和元年26号〕

(建築物の定期報告)

- 第12条** 法第12条第1項の規定により行う建築物の敷地、構造及び建築設備に関する報告における調査の項目、方法及び結果の判定基準は、区長が別に定めるところによるものとする。
- 2 法第12条第1項の規定による報告は、別記第8号様式による定期調査報告書及び別記第8号様式の2による定期調査報告概要書に、区長が別に定める調査結果表を添付して行わなければならない。
 - 3 前項の報告書は、報告の日前3月以内に調査し、作成したものでなければならない。
 - 4 法第12条第1項の規定による報告の対象となる建築物を除却し、又は使用を休止(当該建築物について、最後に同項の規定による報告を行った日の翌日から起算して1年(前条第1項の表の2の項から7の項まで及び第2項の表の3の項から12の項までに掲げる建築物にあつては、3年)を経過する日の翌日以降の日まで休止する場合に限る。)したときは、遅滞なく、別記第8号様式の3による建築物除却・使用休止届を区長に届け出なければならない。
 - 5 前条の規定にかかわらず、前項の規定により使用を休止した旨の届出をした建築物については、当該届出の日から当該建築物に係る次項の規定による届出を行う日までの間は、法第12条第1項の規定による報告を要しない。
 - 6 第4項の規定による使用休止の届出をした建築物を再使用しようとするときは、使用する日の3日前までに、別記第8号様式の4による建築物再使用届に規則第5条第3項及び第4項に規定する書類を添えて区長に届け出なければならない。

一部改正〔平成18年規則43号・20年71号・28年118号・31年32号〕

(定期報告を要する特定建築設備等の指定)

- 第13条** 法第12条第3項の規定により指定する特定建築設備等(同項に規定する特定建築設備等をいう。以下同じ。)は、次に掲げるものとする。
- (1) 令第16条第1項各号に掲げる建築物及び第11条第2項に規定する建築物に設ける建築設備のうち次に掲げるもの
 - ア 法第28条第2項ただし書の換気設備又は同条第3項の規定により設ける換気設備(自然換気設備を除く。)
 - イ 法第35条の排煙設備又は令第129条の13の3第13項に規定する構造方法を用いる構造若しくは同項に規定する認定を受けた構造を有する非常用エレベーターの昇降路若しくは乗降ロビーに設ける排煙設備で、排煙機又は送風機を有するもの
 - ウ 法第35条の非常用の照明装置
 - エ 法第36条の規定により設ける給水又は排水の配管設備で、給水タンク、貯水タンク又は排水槽を設けるもの
 - (2) 第11条第2項に規定する建築物に設ける防火設備(随時閉鎖又は作動をできるもの(防火ダンパーを除く。))に限る。

一部改正〔平成18年規則43号・28年118号〕

(特定建築設備等の定期報告の時期等)

- 第14条** 令第16条第3項各号及び前条各号に掲げる特定建築設備等並びに令第138条の3に規定する昇降機等(以下この条において「報告対象特定建築設備等」という。)に関する報告における検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準は、区長が別に定めるところによるものとする。
- 2 令第16条第3項第1号及び前条第1号に掲げる特定建築設備等に係る規則第6条第1項の規定により定める報告の時期は、当該特定建築設備等に係る検査済証の交付を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日までに1回とし、その後においては、前回の報告を行った日の翌日から起算して1年を経過する日まで(前回の報告を行わなかった場合は、前回の報告を行うべき時期の終期の日の翌日から起算して1年を経過する日まで)に1回とする。ただし、規則第6条第1項の規定に基づき、国土交通大臣が定める検査の項目については、検査済証の交付を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日までに1回とし、その後においては、前回の報告を行った日の翌日から起算して3年を経過する日まで(前回の報告を行わなかった場合は、前回の報告を行うべき時期の終期の日の翌日から起算して3年を経過する日まで)に1回とする。
 - 3 令第16条第3項第2号及び前条第2号に掲げる防火設備に係る規則第6条第1項の規定により定める報告の時期は、次の表の(あ)欄の各項に掲げる用途ごとに、当該防火設備に係る検査済証の交付を受けた日の属する年度を除き、それぞれ同表(い)欄の各項に掲げるとおりとする。ただし、やむを得ない理由がある場合には、同表(い)欄の各項に掲げる時期以外の時期に報告することができるものとする。

	(あ) 用途	(い) 報告の時期
1	劇場、映画館、演芸場、観覧場(屋外観覧場を除く。)、公会堂又は集会場	毎年4月1日から10月31日まで
2	旅館又はホテル	毎年4月1日から11月30日まで。ただし、床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもので3階以上の階にあるものについては、毎年4月1日から10月31日まで
3	百貨店、マーケット、勝馬投票券発売所、場外車券売場又は物品販売業を営む店舗	毎年4月1日から翌年の1月31日まで。ただし、床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもので3階以上の階にあるものについては、毎年4月1日から10月31日まで
4	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、令第115条の3第1号に掲げる児童福祉施設等、学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	毎年4月1日から11月30日まで
5	展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は事務所その他これに類するもの	毎年4月1日から翌年の1月31日まで
6	下宿、共同住宅又は寄宿舎	毎年4月1日から9月30日まで
7	第11条第2項の表の10の項(あ)欄に掲げる用途	毎年4月1日から11月30日まで

8	第11条第2項の表の12の項(あ)欄に掲げる用途	毎年4月1日から翌年の1月31日まで
9	第11条第2項の表の13の項(あ)欄に掲げる用途	毎年4月1日から10月31日まで

- 4 令第138条の3に規定する昇降機等に係る規則第6条の2の2第1項の規定により定める報告の時期については、第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「2年」とあるのは「1年」と、「1年」とあるのは「6月」と読み替えるものとする。
- 5 第10項の規定による再使用をする場合における報告対象特定建築設備等に係る規則第6条第1項及び第6条の2の2第1項の規定により定める報告の時期については、前3項の規定を準用する。この場合において、第2項中「検査済証の交付を受けた日」とあるのは、「第10項の規定による届出を行った日」と読み替えるものとする。
- 6 規則第6条第3項に規定する報告書は、報告の日前1月以内に検査し、作成したものでなければならない。
- 7 規則第6条第4項の規定により定める書類は、区長が別に定める建築物概要書とする。
- 8 報告対象特定建築設備等を廃止し、又は使用を休止(当該報告対象特定建築設備等について、最後に法第12条第3項の規定による報告を行った日の翌日から起算して1年(令第138条の3に規定する昇降機等にあつては、6月)を経過する日の翌日以降の日まで休止する場合に限る。)したときは、遅滞なく、別記第10号様式の2による特定建築設備等廃止・使用休止届を区長に届け出なければならない。ただし、建築物の全部を除却することに伴い、当該建築物に設置された報告対象特定建築設備等を廃し、かつ、別記第8号様式の3による建築物除却・使用休止届を区長に届け出た場合は、この限りでない。
- 9 第2項から第4項までの規定にかかわらず、前項の規定により使用を休止した旨の届出をした報告対象特定建築設備等については、当該届出の日から当該報告対象特定建築設備等に係る次項の規定による届出を行う日までの間は、法第12条第3項の規定による報告を要しない。
- 10 第8項本文の規定による使用休止の届出をした報告対象特定建築設備等を再使用しようとするときは、使用する日の3日前までに、別記第10号様式の3による特定建築設備等再使用届に規則第6条第3項及び第4項又は第6条の2の2第3項及び第4項に規定する書類を添えて区長に届け出なければならない。

一部改正〔平成18年規則43号・20年71号・28年118号・31年32号〕

(所有者等の変更)

- 第14条の2** 規則第5条第3項、第6条第3項又は第6条の2の2第3項の規定により報告をした所有者(所有者と管理者が異なる場合においては、管理者)は、所有者、管理者又は報告をした建築物の名称を変更したときは、遅滞なく、別記第10号様式の4による建築物等の所有者等変更届を区長に届け出なければならない。

追加〔平成18年規則43号〕、一部改正〔平成20年規則71号・28年118号〕

(定期報告の書類の保存期間)

- 第14条の3** 規則第6条の3第5項第2号の規定による保存期間は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。この場合において、当該期間の起算の日は、当該書類を受理した日の属する会計年度の翌会計年度の初めの日とする。

- (1) 規則第5条第3項に規定する書類 3年間。ただし、第11条第1項の表の1の項並びに第2項の表の1の項、2の項及び13の項に規定する建築物については、1年間
 - (2) 規則第6条第3項に規定する書類 1年間。ただし、第13条第1号に規定する建築設備については3年間、令第138条第2項第2号及び第3号に規定する遊戯施設については5年間
- 2 前項の規定にかかわらず、別記第8号の2様式による定期調査報告概要書並びに規則別記第36号の5様式、第36号の7様式、第36号の9様式及び第36号の11様式による定期検査報告概要書の保存期間は、当該書類を受理した日から、当該建築物が滅失し、又は除却されるまでとする。

追加〔平成20年規則71号〕、一部改正〔平成27年規則62号・28年118号・31年32号〕

(建築工事施工計画の報告)

- 第14条の4** 法第6条第1項第3号に規定する建築物のうち、地階を除く3以上の階数を有するもので延べ面積が500平方メートルを超えるものの工事監理者及び工事施工者は、法第12条第5項の規定に基づき、当該工事に着手する前に、別記第11号様式による建築工事施工計画報告書に、次の表の(い)欄に掲げる建築材料の種類ごとに、同表(ろ)欄に掲げる事項について区長が別に定めるところにより記載した書類を添えて、区長に工事の施工計画を報告しなければならない。

	(い) 建築材料の種類	(ろ) 事項
1	鉄骨	(1) 鋼材等の規格及び試験計画 (2) 鉄骨加工工場の名称及び種別
2	コンクリート	(1) コンクリートの製造に用いるセメント、骨材その他の材料の品質 (2) レディミクストコンクリートの製造会社及びその工場の名称 (3) コンクリートの設計基準強度その他の品質及び所要条件 (4) コンクリートの打ち込み方法及び打ち込み計画 (5) コンクリートの試験計画及び試験機関の名称 (6) コンクリートの施工条件及び養生計画
3	鉄筋	(1) 鉄筋の規格及び試験計画 (2) 鉄筋の継ぎ手法、施工計画及び当該継ぎ手法の工事施工者の氏名 (3) 鉄筋の継ぎ手の試験計画及び試験機関の名称

- 2 前項の場合において、当該建築物の工事が次の表の(い)欄に掲げる工事を含むときは、同欄に掲げる工事の種類ごとに、同表(ろ)欄に掲げる事項について区長が別に定めるところにより記載した書類を添付しなければならない。

	(い) 工事の種類	(ろ) 事項
1	軽量コンクリート工事	(1) 軽量コンクリートの使用箇所 (2) 軽量コンクリート骨材及び製造会社の名称 (3) 軽量コンクリートの設計基準強度その他の品質及び所要条件 (4) 軽量コンクリートの製造方法 (5) 軽量コンクリートの打ち込み方法及び打ち込み計画 (6) 軽量コンクリートの施工条件及び養生計画
2	溶接工事	(1) 溶接技術監督員の氏名、所属及び資格 (2) 溶接工事施工者の氏名並びに鉄骨加工工場の名称及び種別

3	高力ボルト接合工事	(3) 溶接工法の種類、使用材料及び設備
		(4) 溶接工の技量資格
		(5) 鋼材の切断方法その他の溶接工事の施工方法及び所要条件
		(6) 溶接工事の工程に対応した試験及び検査の方法
		(1) 高力ボルト接合工事施工者の氏名
		(2) 高力ボルトセットの製造者の氏名
		(3) 高力ボルトセットの種類
		(4) 摩擦係数その他の所要条件
		(5) 摩擦面の処理方法、ボルトの締め付け方法その他の施工方法及び所要条件
		(6) 高力ボルトセットの品質及び検査方法
		(7) 高力ボルト接合工事の工程に対応した試験及び検査の方法

一部改正〔平成18年規則43号・20年71号〕

(事故に係る報告)

- 第14条の5** 木造の建築物で高さが13メートル若しくは軒の高さが9メートルを超えるもの又は木造以外の建築物で2以上の階数を有するものに係る建築、修繕、模様替又は除却のための工事に起因する敷地内における死者が生じた事故又は敷地外における人が危害を受けた事故が発生した場合は、当該工事の工事施工者は、法第12条第5項の規定に基づき、直ちに別記第11号様式の3による事故報告書(速報)により、事故の状況を区長に報告しなければならない。
- 2 前項の事故が発生したときは、当該事故が発生した工事に係る建築物の所有者、管理者、占有者又は建築主並びに設計者、工事監理者及び工事施工者は、法第12条第5項の規定に基づき、速やかに別記第11号様式の4による事故報告書(詳細)により、事故の詳細を区長に報告しなければならない。
- 3 法第6条第1項第1号に規定する建築物又は法第12条第1項の規定により指定する建築物並びに令第16条第1項及び第2項に掲げる建築物の所有者、管理者又は占有者は、法第12条第5項の規定に基づき、当該建築物又は建築設備に起因する死者又は重傷者(負傷の治療に要する期間が30日以上を負傷者をいう。)が生じた事故が発生した場合は、直ちに別記第11号様式の3による事故報告書(速報)により、事故の状況を区長に報告し、速やかに別記第11号様式の4による事故報告書(詳細)により、事故の詳細を区長に報告しなければならない。
- 4 前3項の規定は、法第88条第1項から第3項までに規定する工作物に準用する。

追加〔平成18年規則43号〕、一部改正〔平成28年規則118号〕

第3章 許可申請等

(許可申請書)

- 第15条** 法、都条例又は区条例の許可を受けようとする者は、規則第10条の4に定める許可に係る申請をする場合は同条に規定する許可申請書の正本及び副本に、同条に定めのない申請をする場合は別記第12号様式による許可申請書の正本及び副本に、それぞれ、建築物にあつては次の表に掲げる図書及び別記第6号様式による工場調書(工場以外の建築物の場合を除く。)並びに理由書その他必要な資料、工作物にあつては規則第3条第2項の表に掲げる図書及び理由書その他必要な資料を添えて提出しなければならない。ただし、確認申請書又は他の法令による申請書若しくは届書を添えて提出するときは、重複する図書を省略することができる。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁の位置並びに敷地の接する道路の位置及び幅員
各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途並びに壁及び開口部の位置
2面以上の立面図	縮尺及び開口部の位置
2面以上の断面図	縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びびさしの出並びに軒の高さ及び建築物の高さ

- 2 区長は、前項の規定による申請について許可をしたときは、別記第12号様式の2による通知書に、同項の許可申請書の副本及び添付図書を添えて、申請者に通知する。
- (認定申請書)

- 第16条** 法、令、平成15年国交省告示第2号、都条例又は区条例の認定を受けようとする者は、規則第10条の4の2に定める認定に係る申請をする場合は同条に規定する認定申請書の正本及び副本に、同条に定めのない申請をする場合は別記第13号様式による認定申請書の正本及び副本に、それぞれ、前条第1項の表に掲げる図書その他必要な図書を添えて、区長に提出しなければならない。

- 2 区長は、前項の規定による申請について認定をしたときは、別記第13号様式の2による通知書に、同項の申請書の副本及び添付図書を添えて、申請者に通知する。

一部改正〔平成30年規則61号〕

(認定申請書又は許可申請書に添付する図書)

- 第16条の2** 規則第10条の4の2第1項の規定に基づき定める図書は、第15条第1項の表に掲げる図書その他必要な図書とする。

- 2 規則第10条の16第1項第4号及び規則第10条の21第1項第3号の規定に基づき定める図書は、次のとおりとする。

- (1) 当該申請に係る土地の所有権又は借地権を有する者の印鑑登録証明書
- (2) 当該申請に係る土地及び建物の登記事項証明書(以下「登記事項証明書」という。)
- (3) 公図の写し

- 3 規則第10条の16第2項第3号の規定に基づき定める図書は、法第86条第10項の公告対象区域内における法第86条の2第1項の一敷地内認定建築物又は同条第3項の一敷地内許可建築物とそれ以外の建築物の位置及び構造に関する計画を規則第10条の18に定める計画書に記載したものとする。

- 4 規則第10条の16第3項第3号の規定に基づき定める図書は、法第86条第10項の公告対象区域内における法第86条の2第1項の一敷地内認定建築物及びそれ以外の建築物の位置及び構造に関する計画を規則第10条の18に定める計画書のうち別記第64号の2様式による計画書に記載したものとする。

- 5 規則第10条の23第6項の規定に基づき定める図書及び書類は、法第86条の8第1項の規定による認定又は同条第3項の規定による変更の認定に係る建築物の計画における工事ごとの計画に係る法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定を受けて交付された同条第7項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに規則第3条の7第1項第1号口(1)及び(2)に定める図書及び書類(法第86条の8第1項の規定による認定又は同条第3項の規定による変更の認定に係る建築物の計画が法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかかどうかの

確認審査を要するものである場合に限り、同項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合することについて、他の工事の計画の図書又は書類をもって確認できる場合を除く。)とする。

一部改正〔平成18年規則43号・27年62号〕

(完了検査申請書及び中間検査申請書に添付する書類)

第16条の3 規則第4条第1項第6号(規則第8条の2第13項において準用する場合を含む。)及び規則第4条の8第1項第4号(規則第8条の2第17項において準用する場合を含む。)の規定に基づき定める書類は、建築工事施工結果報告書(地階を除く3以上の階数を有する建築物で延べ面積が500平方メートルを超えるものにあつては別記第13号様式の3、地階を除く3以上の階数を有する建築物で延べ面積が500平方メートル以下のものにあつては別記第13号様式の4)及び次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類とする。

- (1) 法第7条第1項若しくは第18条第16項の規定による完了検査又は法第7条の3第1項若しくは第18条第19項の規定による中間検査の場合 次の表1及び表2の(あ)欄に掲げる建築材料及び工事の種類ごとに、それぞれ表1及び表2の(い)欄に掲げる事項に係る試験、検査その他の施工の状況を区長が別に定めるところにより記載した書類
- (2) 法第7条の2第1項の規定による完了検査又は法第7条の4第1項の規定による中間検査の場合 第14条の3第1項に規定する建築工事施工計画報告書及び添付書類の写し(地階を除く3以上の階数を有する建築物で延べ面積が500平方メートルを超えるものに係る完了検査又は中間検査の場合に限る。)並びに次の表1及び表2の(あ)欄に掲げる建築材料及び工事の種類ごとに、それぞれ表1及び表2の(い)欄に掲げる事項に係る試験、検査その他の施工の状況を区長が別に定めるところにより記載した書類

表1

	(あ)	(い)
	建築材料の種類	事項
1	鉄骨	(1) 鋼材等の規格及び試験結果 (2) 鉄骨加工工場の名称及び種別
2	コンクリート	(1) コンクリートの製造に用いるセメント、骨材その他の材料の品質 (2) レディーミクストコンクリートの製造会社及びその工場の名称 (3) コンクリートの設計基準強度その他の品質及び所要条件 (4) コンクリートの打込み方法及び打込み結果 (5) コンクリートの試験結果及び試験機関の名称 (6) コンクリートの施工条件及び養生方法
3	鉄筋	(1) 鉄筋の規格及び試験結果 (2) 鉄筋の継手工法、施工結果及び当該継手工法の工事施工者の氏名 (3) 鉄筋継手の試験結果及び試験機関の名称
4	木材	(1) 木材の種類及び等級 (2) 接合金物の種類及び規格

表2

	(あ)	(い)
	工事の種類	事項
1	軽量コンクリート工事	(1) 軽量コンクリートの使用箇所 (2) 軽量コンクリート骨材及び製造会社の名称 (3) 軽量コンクリートの設計基準強度その他の品質及び所要条件 (4) 軽量コンクリートの製造方法 (5) 軽量コンクリートの打込み方法及び打込み結果 (6) 軽量コンクリートの施工条件及び養生方法
2	溶接工事	(1) 溶接技術監督員の氏名、所属及び資格 (2) 溶接工事施工者の氏名並びに鉄骨加工工場の名称及び種別 (3) 溶接工法の種類、使用材料及び設備 (4) 溶接工の技量資格 (5) 鋼材の切断方法その他の溶接工事の施工結果及び所要条件 (6) 溶接工事の工程に対応した試験及び検査の結果
3	高力ボルト接合工事	(1) 高力ボルト接合工事施工者の氏名 (2) 高力ボルトセットの製造者の氏名 (3) 高力ボルトセットの種類 (4) 摩擦係数その他の所要条件 (5) 摩擦面の処理方法、ボルトの締め付け方法その他の施工方法及び所要条件 (6) 高力ボルトセットの品質及び検査結果 (7) 高力ボルト接合工事の工程に対応した試験及び検査の結果

2 規則第4条第1項第6号(規則第8条の2第13項において準用する場合を含む。)の規定により定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- (1) 法第6条第1項及び第18条第2項(法第87条の4において準用する場合を含む。)に規定する建築物に設ける建築設備(次号に掲げる昇降機を除く。)
 - ア 地階を除く3以上の階数を有する建築物で延べ面積が500平方メートルを超えるもの 別記第13号様式の5による建築設備工事監理状況報告書(地階を除く3以上の階数を有する建築物で延べ面積が500平方メートルを超えるもの)並びに区長が別に定める建築設備概要書及び建築設備工事監理状況調査書
 - イ ア以外の建築物 別記第13号様式の6による建築設備工事監理状況報告書(地階を除く3以上の階数を有する建築物で延べ面積が500平方メートルを超えるものを除く。)並びに区長が別に定める建築設備概要書及び建築設備工事監理状況調査書
- (2) 令第129条の3第1項に掲げる昇降機 別記第13号様式の7による昇降機工事監理状況報告書(建築物に設けるもの)及び区長が別に定める昇降機工事監理状況調査書
- (3) 令第138条第2項第1号に掲げる乗用エレベーター又はエスカレーター 別記第13号様式の8による昇降機工事監理状況報告書(工作物で観光のためのもの)及び区長が別に定める昇降機工事監理状況調査書

- (4) 令第138条第2項第2号又は第3号に掲げる遊戯施設 別記第13号様式の9による遊戯施設工事監理状況報告書及び区長が別に定める遊戯施設工事監理状況調査
- (5) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下この号において「省エネルギー法」という。)第11条第1項に規定する特定建築行為を行う建築物 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める書類
- ア モデル建物法(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この号において「省令」という。))第1条第1項第1号イに規定する1次エネルギー消費量(以下この号において「1次エネルギー消費量」という。))の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第10条第1号イ(1)に規定する屋内周囲空間の年間熱負荷(以下この号において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。))の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。))により省エネルギー法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下この号において「適合性判定」という。))を受けた場合 別記第13号様式の10による省エネ基準工事監理状況報告書(モデル建物法用)その他区長が必要と認める書類
- イ 標準入力法等(実際の設計仕様の条件を基に算定した1次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。))により適合性判定を受けた場合 別記第13号様式の11による省エネ基準工事監理状況報告書(標準入力法等用)その他区長が必要と認める書類
- ウ ア又はイの場合において、適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画(省エネルギー法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。))について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第3条(同令第7条第2項において準用する場合を含む。))に規定する軽微な変更を行った場合 別記第13号様式の12による建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書
- 一部改正〔平成18年規則43号・20年71号・24年122号・27年62号・29年36号・31年32号〕**
(特例容積率の限度の指定等の申請に添付する図書等)
- 第16条の4** 規則第10条の4の5第1項第4号の規定により定める図書又は書面は、次のとおりとする。
- (1) 第15条第1項の表に掲げる図書のうち配置図(規則第10条の4の5第1項第1号の規定により提出する配置図に、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別及び擁壁の位置を付記することをもつて代えることができる。)、各階平面図、2面以上の立面図及び2面以上の断面図
- (2) 交通量、電波障害、風害その他区長が必要と認める環境等に係る調査報告書(法第52条第1項、第3項、第4項及び第6項から第8項までの規定による限度を超えて特例容積率の限度を指定する場合に限る。)
- (3) 登記事項証明書
- (4) 公図の写し
- (5) 当該申請に係る土地の所有権、対抗要件を備えた借地権又は登記した先取特権、質権若しくは抵当権を有する者及びこれらの権利に関する仮登記、これらの権利に関する差押えの登記又はその土地に関する買戻しの特約の登記の登記名義人の印鑑証明書
- (6) その他区長が必要と認める図書又は書面
- 2 規則第10条の4の8第1項第3号の規定により定める図書又は書面は、前項第1号及び第3号から第5号までに掲げる図書又は書面とする。
- 一部改正〔平成18年規則43号・令和元年26号〕**
(道路の指定等の申請書)
- 第17条** 法第42条第1項第4号の規定による道路の指定又は当該指定の変更若しくは取消しを求める者は、別記第14号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、別記第15号様式による図書及び事業の執行計画を示す図書(区長が添付を要しないと認めるものを除く。)を添えて、区長に提出しなければならない。
- 2 法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定若しくは当該指定の変更若しくは取消し又は同条第2項に規定する道路の指定の取消しを求める者は、別記第14号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、別記第15号様式による図書及び次に掲げる図書(区長が添付を要しないと認めるものを除く。)を添えて、区長に提出しなければならない。
- (1) 当該申請に係る承諾者の印鑑登録証明書
- (2) 登記事項証明書
- 3 法第42条第3項の規定による水平距離の指定又は当該指定の変更若しくは取消しを求める者は、別記第16号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、別記第17号様式による図書及び前項各号に掲げる図書(区長が添付を要しないと認めるものを除く。)を添えて、区長に提出しなければならない。
- 一部改正〔平成27年規則62号〕**
(道路の指定等の変更又は取消しの告示)
- 第18条** 区長は、法第42条第1項第4号若しくは第5号、第2項若しくは第4項又は法第68条の7第1項の規定による指定の変更又は取消しをしたときは、次に掲げる事項を告示する。
- (1) 指定の変更又は取消しに係る道路の種類
- (2) 指定の変更又は取消しの年月日
- (3) 指定の変更又は取消しに係る道路の位置
- (4) 指定の変更又は取消しに係る道路の延長及び幅員
- 2 区長は、法第42条第3項の規定による水平距離の指定の変更又は取消しをしたときは、次に掲げる事項を告示する。
- (1) 水平距離の指定の変更又は取消しの年月日
- (2) 水平距離の指定の変更又は取消しに係る道路の部分の位置
- (3) 水平距離の指定の変更又は取消しに係る道路の部分の延長
- (4) 水平距離
- 全部改正〔平成27年規則62号〕**
(道路の指定等の通知)
- 第18条の2** 区長は、第17条第1項の申請に基づく道路の指定若しくは指定の変更若しくは取消し又は同条第2項の申請に基づく道路の位置の指定若しくは指定の変更若しくは取消し若しくは道路の指定の取消しをしたときは、別記第17号様式の2による通知書に、申請書の副本及び添付図書を添えて、申請者に通知する。
- 2 区長は、第17条第3項の申請に基づく水平距離の指定又は指定の変更若しくは取消しをしたときは、別記第17号様式の3による通知書に、申請書の副本及び添付図書を添えて、申請者に通知する。
- 追加〔平成27年規則62号〕**
(私道の変更又は廃止の届出)
- 第18条の3** 法第42条第1項第3号の規定による道路を変更し、又は廃止しようとする道路の管理者は、変更し、又は廃止しようとする日の14日前までに、別記第17号様式の4による届出書に、次に掲げる図書(区長が添付を要しないと認めるものを除く。)を添えて、区長に届出するものとする。
- (1) 付近見取図
- (2) 地籍図
- (3) 当該届出に係る承諾者の印鑑登録証明書
- (4) 登記事項証明書
- 追加〔平成27年規則62号〕**
(開発区域内等の私道の変更若しくは取消し又は廃止)

第19条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項若しくは同法第35条の2第1項の開発許可を受けた開発区域内若しくは同法第65条第1項の規定が適用される都市計画事業の事業地内、都市再開発法(昭和44年法律第38号)による市街地再開発事業の施行地区内、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業の施行地区内、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定による道路の区域の決定をした当該道路の区域内又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)による防災街区整備事業の施行地区内で、当該開発行為又は事業の工事に着手する者(以下「事業者等」という。)は、当該開発区域内、事業地内、施行地区内又は区域内に存在する法第42条第1項第3号の規定による道路の変更若しくは廃止又は同項第5号の規定による道路の位置、同条第2項に規定する道路若しくは同条第3項の規定による水平距離の指定の変更若しくは取消しについて、区長と協議をすることができる。

2 前項の協議の手続については、第17条及び前条の規定を準用する。

3 第1項の規定により協議をした場合においては、当該協議が成立したことをもつて、法第42条第1項第3号の規定による道路の変更若しくは廃止又は同項第5号の規定による道路の位置、同条第2項に規定する道路若しくは同条第3項の規定による水平距離の指定の変更若しくは取消しがあつたものとみなす。

4 前項の場合においては、第18条及び第18条の2の規定を準用する。

全部改正〔平成27年規則62号〕

(道路の位置の標示)

第20条 法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定又は第17条第2項の規定による道路の位置の指定の変更を受けようとする者は、側溝、縁石その他により道路の境界を明確にしておかなければならない。ただし、土地の状況によりこの措置がとれない場合は、10センチメートル角で長さ45センチメートル以上のコンクリート又は石のくいによりその位置を標示することができる。

2 前項の規定は、法第42条第3項の規定による水平距離の指定又は第17条第3項の規定による水平距離の指定の変更を受けようとする場合について準用する。

3 前2項の規定により設置した標識は、移動させてはならない。

一部改正〔平成27年規則62号〕

第21条 削除

第4章 公聴会

(公聴会)

第22条 この章の規定は、区長が、法第9条第4項(法第9条第8項、法第10条第4項、法第45条第2項、法第88条第1項から第3項まで、法第90条第3項及び法第90条の2第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)、法第46条第1項(法第68条の7第3項において準用する場合を含む。以下同じ。)、法第48条第15項(法第88条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)、法第72条第1項(法第74条第2項及び法第76条の3第4項において準用する場合を含む。以下同じ。)、[杉並区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例\(昭和58年杉並区条例第22号。以下「地区計画条例」という。\)](#)第3条第2項及び杉並区沿道地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(昭和62年杉並区条例第8号。以下「沿道地区計画条例」という。)第3条第2項の規定に基づき行う公開による意見の聴取の会(以下「公聴会」という。)に関して定めるものとする。

一部改正〔平成18年規則43号・19年133号・30年48号〕

(公開による意見の聴取の請求)

第23条 区長に対して法第9条第3項(法第10条第4項、法第45条第2項、法第88条第1項から第3項まで、法第90条第3項及び法第90条の2第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)及び第8項(法第10条第4項、法第88条第1項から第3項まで、法第90条第3項及び法第90条の2第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に基づき、公開による意見の聴取を請求する場合は、文書により請求の要旨、提出年月日、請求者の住所及び氏名を記し、押印の上提出しなければならない。

一部改正〔平成18年規則43号〕

(公聴会の開催の公告及び通知)

第24条 区長は、法第9条第4項(法第9条第8項において準用する場合を除く。)、法第46条第1項、法第48条第15項、法第72条第1項、[地区計画条例第3条第2項](#)及び[沿道地区計画条例第3条第2項](#)の規定により、公聴会を開催しようとするときは、開催の1週間前までに意見の聴取の事由、開催の期日及び場所を公告するとともに、法第9条第3項の規定に基づき意見の聴取を請求した者、法第46条第1項、法第48条第15項、[地区計画条例第3条第2項](#)及び[沿道地区計画条例第3条第2項](#)に規定する利害関係を有する者(以下「利害関係人」という。)、法第70条第1項(法第74条第2項において準用する場合を含む。))及び法第76条の3第2項の規定に基づき建築協定をしようとする者(以下「協定者」という。))並びに法第71条(法第74条第2項及び法第76条の3第4項において準用する場合を含む。))の規定による縦覧期間の満了後1週間以内に、区長に文書をもって異議を申し出た者(以下「異議申出人」という。))に通知しなければならない。

2 区長は、法第9条第8項の規定により公聴会を開催しようとするときは、開催の2日前までに意見の聴取の事由、開催の期日及び場所を公告するとともに、意見の聴取を請求した者に通知しなければならない。

3 前2項の公告は、区役所掲示場に掲示して行う。

一部改正〔平成18年規則43号・19年133号・30年48号〕

(議長)

第25条 公聴会においては、区長又は区長の指名した職員が議長となる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、議長となることができない。

(1) 前条の意見の聴取を請求した者(以下「意見聴取請求者」という。)、利害関係人、協定者又は異議申出人及びそれぞれの親族

(2) 意見聴取請求者、利害関係人、協定者若しくは異議申出人の法定代理人又は保佐人

(代理人)

第26条 第24条第1項の規定により通知を受けた意見聴取請求者、利害関係人、協定者又は異議申出人が、代理人を出席させるときは、委任状を公聴会の開始前に、区長に提出しなければならない。

(欠席届)

第27条 意見聴取請求者(法第9条第8項の規定に基づく意見聴取請求者を除く。)、利害関係人、協定者若しくは異議申出人又はこれらの代理人が公聴会に出席できないときは、その事由を付してその旨を公聴会の開催3日前までに、区長に届け出なければならない。

2 法第9条第8項の規定に基づく意見聴取請求者又はその代理人が公聴会に出席できないときは、その事由を付してその旨を公聴会の開催前日までに、区長に届け出なければならない。

(公聴会の延期)

第28条 区長は、前条の場合において、その事由が正当であると認めるときは、公聴会の期日を延期することができる。

2 前項のほか、区長は、必要があると認めるときは、公聴会の期日を延期することができる。

3 前2項の場合においては、第24条の規定を準用する。

(関係職員等の出席)

第29条 議長は、関係官公庁の職員、区の関係職員その他必要と認める者(以下「関係職員等」という。))の意見又は説明を聞くために、当該関係職員等の出席を求めることができる。

- 2 前項の場合において、区長は、あらかじめ、意見の聴取の事由、開催の期日及び場所を関係職員等に通知しなければならない。
(証人、参考人の出席等)
- 第30条** 意見聴取請求者、利害関係人、協定者又は異議申出人は、意見の聴取に際して、自己に有利な証人又は参考人を出席させ、かつ、有利な証拠を提出させることができる。
(口述審問)
- 第31条** 公聴会は、口述審問により行なう。
(供述書又は陳述書及び調書による聴聞)
- 第32条** 意見聴取請求者、利害関係人、協定者若しくは異議申出人又はこれらの代理人が出席せず、かつ、その事項に関して、あらかじめ、供述書又は陳述書が提出されている場合の意見の聴取は、その供述書又は陳述書及びその事項の調査にあつた職員が作成し、署名した調書を朗読して行うことができる。
- 2 前項の場合において、前項の供述書又は陳述書が提出されていないときの意見の聴取は、前項の調書によつて行うことができる。
(発言)
- 第33条** 公聴会において発言しようとする者は、あらかじめ、議長の許可を受けなければならない。
2 発言の内容は、議長の聞こうとする範囲を超えてはならない。
3 議長は、発言の内容が前項の範囲を超えたときは、その発言を制止することができる。
(意見の聴取の記録)
- 第34条** 議長は、出席者の氏名、意見の聴取の次第及び内容の要点を部内職員に記録させなければならない。
2 区長は、前項の記録を保存しなければならない。
(会場の秩序保持等)
- 第35条** 議長は、会場内を整理するために必要があると認めるときは、意見聴取関係出席者又は傍聴人の員数を制限することができる。
2 議長は、意見の聴取を妨害し、又は会場の秩序を乱す者に対して退場を命ずることができる。
- 第5章 建築協定
(建築協定認可申請書)
- 第36条** 建築協定認可申請は、別記第18号様式に次に掲げる図書を添えてするものとする。
(1) 法第70条に規定する建築協定書
(2) 建築協定区域、建築協定区域隣接地(建築協定区域隣接地を定める場合に限る。次条において同じ。)、建築物に関する基準並びに建築協定と関係のある地形及び地物の概略を表示する図面
(3) 認可の申請人が、建築協定をしようとする者の代表者であることを証する書類
(4) 建築協定をしようとする理由書
(5) 法第69条の土地の所有者等(法第77条の規定による建築物の借主を含み、土地の共有者又は共同借地権者にあつては、それぞれの持分が過半に達する者をいい、土地区画整理法第98条第1項(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)第83条において準用する場合を含む。以下この号、第40条及び第41条において同じ。))の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権を有する者(以下この号において「従前の土地の所有者及び借地権者」という。)をいう。以下「土地の所有者等」という。))の全員の住所、氏名及び建築協定に関する合意を示す書類、印鑑登録証明書、登記事項証明書(登録又は登記がない場合は、本人又は権利者であることを証する書面。次項、次条、第41条及び第43条において同じ。)並びに土地区画整理法第98条第1項の規定により仮換地として指定されたこと又は仮換地について仮に借地権の目的となるべき宅地若しくはその部分を指定したことを土地区画整理事業の施行者が証する書類(従前の土地の所有者及び借地権者に限る。以下「仮換地証明書」という。)
- 2 法第76条の3による建築協定を定めようとする場合の建築協定認可申請は、別記第18号様式に、前項第1号、第2号及び第4号に掲げる図書並びに土地の所有者の印鑑登録証明書及び登記事項証明書を添えてするものとする。
(建築協定変更・廃止認可申請書)
- 第37条** 建築協定変更・廃止認可申請は、別記第19号様式に次に掲げる図書(建築協定を廃止しようとする場合においては、第1号に規定する書類及び図面を除く。)を添えてするものとする。
(1) 建築協定の変更書及び建築協定区域、建築協定区域隣接地又は建築物に関する基準の変更を表示する図面
(2) 法第73条第1項(法第74条第2項において準用する場合を含む。))の規定により認可を受けた建築協定書
(3) 認可の申請人が、建築協定を変更し、又は廃止しようとする者の代表者であることを証する書類
(4) 建築協定を変更し、又は廃止しようとする理由書
(5) 土地の所有者等の全員の住所及び氏名並びに建築協定の変更に関する全員の合意(廃止しようとする場合は廃止に関する過半数の合意)を示す書類、当該合意をした者の印鑑登録証明書並びに土地所有者等の全員の土地の登記事項証明書及び仮換地証明書
(建築協定の認可並びに変更又は廃止の認可の申請)
- 第38条** 法第70条第1項の規定により、建築協定の認可の申請をしようとする代表者又は法第76条の3第2項の規定により、建築協定の認可の申請をしようとする者は、第36条に規定する建築協定認可申請書に写し2部(同条第1項第1号、第2号及び第4号に規定する図書を添付したもの)を添えて、法第74条第1項若しくは法第76条第1項の規定により建築協定を変更し、又は廃止しようとする者は、前条に規定する建築協定変更・廃止認可申請書に写し2部(同条第1号、第2号及び第4号に規定する図書を添付したもの)を添えて、区長に提出しなければならない。
(認可通知書の通知)
- 第39条** 区長は、前条の規定による建築協定に関する認可の申請について認可したときは、建築協定の認可にあつては別記第18号様式の2による建築協定認可通知書(建築協定認可申請書の写しを添えたもの)、建築協定の変更又は廃止の認可にあつては別記第19号様式の2による建築協定変更・廃止認可通知書(建築協定変更・廃止認可申請書の写しを添えたもの)により通知する。
(借地権が消滅する場合等の届出)
- 第40条** 法第74条の2第3項による届出は、別記第20号様式に次の各号のいずれかの書類及び土地の位置を表示する図面を添えて区長に届け出なければならない。
(1) 借地権が消滅したことを証する書類
(2) 土地区画整理法第98条第1項の規定により仮換地として指定された土地が、同法第86条第1項の換地計画又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第72条第1項の換地計画において当該土地に対応する従前の土地についての換地として定められず、かつ、土地区画整理法第91条第3項(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第82条において準用する場合を含む。))の規定により当該土地に対応する従前の土地の所有者に対してその共有持分を与えるように定められた土地としても定められなかつたことを土地区画整理事業の施行者が証する書類
(建築協定の認可等の公告があつた日以後建築協定に加わる手続)
- 第41条** 法第75条の2第1項に規定する土地の所有者(土地区画整理法第98条第1項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者)は、別記第21号様式に印鑑登録証明書、登記事項証明書、仮換地証明書及び当該土地の位置を表示する図面を添えて区長に提出するものとする。ただし、土地の共有者について

は、その持分が過半数に達する者の代表者がそれらの者の住所、氏名及び建築協定に加わる旨の意思の表示を示す書類、当該土地の位置を表示する図面、印鑑登録証明書、登記事項証明書並びに仮換地証明書を添えて区長に提出するものとする。

2 法第75条の2第2項に規定する土地の所有者等は、別記第21号様式に次に掲げる図書を添えて区長に提出するものとする。

- (1) 建築協定区域隣接地を表示する図面
- (2) 届出人が建築協定に加わる者の代表者であることを証する書類
- (3) 建築協定区域隣接地内の土地の所有者等の全員の住所、氏名及び建築協定に加わる旨の意思の表示を示す書類、印鑑登録証明書、登記事項証明書並びに仮換地証明書
(建築協定の公告)

第42条 法第71条(法第74条第2項及び法第76条の3第4項において準用する場合を含む。)、法第73条第2項(法第74条第2項、法第75条の2第4項及び法第76条の3第4項において準用する場合を含む。)、法第74条の2第4項及び法第76条第2項の規定による公告については、第24条第3項の規定を準用する。
(一人建築協定が効力を有することとなつた場合の手続)

第43条 法第76条の3第1項による建築協定の設定者は、当該建築協定が効力を有することとなつたときは、直ちに別記第22号様式に、新たに土地の所有者等となつた者の印鑑登録証明書、登記事項証明書、仮換地証明書及び当該土地の位置を表示した図面を添えて区長に届け出なければならない。
(建築協定に関係のある図書の提出)

第44条 区長は、特に必要があると認めるときは、建築協定に関係のある図書の提出を求めることができる。

第6章 雑則
(建蔽率の緩和)

第45条 法第53条第3項第2号の規定により区長が指定する敷地は、その周辺の3分の1以上が道路又は公園、広場、川その他これらに類するもの(以下この条において「公園等」という。)に接し、かつ、次に掲げる敷地のいずれかに該当するものとする。

- (1) 2つの道路(法第42条第2項の規定により指定された道で、同項の規定により道路境界線とみなされる線と道との間の当該敷地の部分を道路として築造しないものを除く。)が隅角120度未満で交わる角敷地
- (2) 幅員がそれぞれ8メートル以上の道路の間にある敷地で、道路境界線相互の間隔が35メートルを超えないもの
- (3) 公園等に接する敷地又はその前面道路の反対側に公園等がある敷地で、前2号に掲げる敷地に準ずるもの

一部改正〔平成30年規則48号〕

(建築物の後退距離の算定の特例)

第46条 令第130条の12第5号の規定により区長が定める建築物の部分は、当該敷地内の建築物の一部で、法第44条第1項第4号の規定による許可を受けた公共用歩廊その他令第145条第2項に定める建築物に接続して一体的に建築する部分とする。

追加〔平成21年規則19号〕

(建築計画概要書等の閲覧日及び閲覧時間)

第47条 杉並区建築計画概要書等閲覧所(以下「閲覧所」という。)における建築計画概要書、築造計画概要書、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書、建築基準法令による処分等の概要書及び全体計画概要書(以下「概要書等」という。)の閲覧日は、杉並区の休日等を定める条例(平成元年杉並区条例第5号)第1条第1項各号に掲げる日以外の日とし、閲覧時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

- 2 区長は、概要書等の整理その他の理由により必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に閲覧できない日を定め、又は閲覧時間を延長し、若しくは短縮することができる。
- 3 区長は、前項の規定により臨時に閲覧できない日を定め、又は閲覧時間を延長し、若しくは短縮するときは、その旨を閲覧所に掲示する。

一部改正〔平成18年規則43号・21年19号〕

(閲覧申込票の提出)

第48条 概要書等を閲覧しようとする者は、別記第23号様式による閲覧申込票を区長に提出しなければならない。

注 令和2年12月24日規則第94号により、令和3年2月1日から施行

第48条の見出し中「提出」の次に「等」を加え、同条中「閲覧申込票」を「閲覧申込票兼写しの交付申請書」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、電子計算組織を利用して概要書等を閲覧しようとする者に係る手続については、区長が別に定める。

一部改正〔平成21年規則19号〕

(閲覧所外の閲覧の禁止)

第49条 概要書等は、閲覧所外の場所で閲覧することができない。

一部改正〔平成21年規則19号〕

(閲覧の停止又は禁止)

第50条 区長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、概要書等の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- (1) この細則又は係員の指示に従わない者
- (2) 概要書等を汚損し、若しくはき損した者又はそのおそれがあると認められる者
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者
- (4) 建築物又は工作物を特定しない者

注 令和2年12月24日規則第94号により、令和3年2月1日から施行

第50条第2号中「き損」を「毀損」に改め、同条に次の1号を加える。

- (5) 法第93条の2の規定の趣旨を逸脱して明らかに営業を目的として概要書等を閲覧しようとする者

一部改正〔平成21年規則19号〕

注 令和2年12月24日規則第94号により、令和3年2月1日から施行

第50条の次に次の1条を加える。

(概要書等の写しの交付等)

第50条の2 区長は、概要書等の閲覧を行う者であつて、当該概要書等の写しの交付を受けようとするもの(前条各号に掲げる者を除く。)に対し、概要書等の写しを交付するとともに、当該写しの交付に関する証明をすることができる。

- 2 概要書等の写しの交付を受けようとする者は、別記第23号様式による閲覧申込票兼写しの交付申請書を区長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、電子計算組織を利用して概要書等の写しの交付を受けようとする者に係る手続については、区長が別に定める。

(垂直積雪量)

第51条 令第86条第3項の規定により区長が定める垂直積雪量は、0.3メートルとする。ただし、平成12年建設省告示第1455号第2に掲げる式中、「区域の標準的な標高」とあるのは「敷地の標準的な標高」と、「区域の標準的な海率」とあるのは「敷地の標準的な海率」と読み替えて計算した垂直積雪量の数値が0.3メートル未満の場合は、当該数値とすることができる。

一部改正〔平成21年規則19号〕

(一体的な利用に供され、かつ、衛生上の支障がない2以上の居室の認定の基準)

第52条 平成15年国交省告示第2号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 2以上の居室(相互に連続するものに限る。以下同じ。)のうち、居室の窓その他の開口部で令第20条第1項に規定する採光に有効な部分の面積の合計が当該居室の床面積の5分の1に満たない居室(以下「特定居室」という。)にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。
 - ア 当該特定居室の床面積の20分の1以上の面積を有する直接外気に接する採光上支障のない窓その他の開口部を設けること。
 - イ 床面において200ルクス以上の照度を確保することができる照明設備を設けること。
- (2) 2以上の居室において、各居室を区画する壁は、次に掲げる要件を満たすこと。ただし、開口部を設けないこととしたときに、2以上の居室の一体的な利用及び採光に支障がないと区長が認める壁については、この限りでない。
 - ア 当該壁に接する居室間を直接行き来するための出入口を設けること。
 - イ 採光上支障のない窓その他の開口部(特定居室を区画する壁にあつては壁ごとの当該開口部の面積(アに規定する出入口に採光上支障のない部分があるときは、当該部分の面積を含む。以下このイにおいて同じ。)の合計が当該特定居室の床面積の5分の1以上かつ当該壁の面積の2分の1以上であるものとし、その他の壁にあつては壁ごとの当該開口部の面積の合計が当該壁の面積の2分の1以上であるものとする。)を設けること。
- (3) 2以上の居室のうち、特定居室の数が2を超えないこと。
- (4) 2以上の居室には、保育所及び幼保連携型認定こども園の保育室以外の居室を含まないこと。

追加〔平成30年規則61号〕

附 則

- 1 この規則は、昭和40年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行後、最初に行なう法第12条第1項の規定による定期報告の報告期間は、それぞれ次の各号に定める期間とする。
 - (1) 第7条第1項の表中(1)項に掲げる建築物にあつては、昭和40年5月1日から同年9月30日まで
 - (2) 第7条第1項の表中(2)項に掲げる建築物にあつては、昭和41年4月1日から同年9月30日まで
 - (3) 第7条第1項の表中(3)項に掲げる建築物にあつては、昭和42年4月1日から同年9月30日まで

付 則(昭和44年7月31日規則第34号)
この規則は、公布の日から施行し、昭和44年6月14日から適用する。
付 則(昭和46年1月21日規則第1号)
この規則は、公布の日から施行する。
付 則(昭和48年9月22日規則第38号)
この規則は、公布の日から施行する。
付 則(昭和48年12月25日規則第49号)
- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和48年11月20日から適用する。
- 2 改正前の規則によつてなした手続その他の行為は、この規則によつてなしたものとみなす。

付 則(昭和50年3月31日規則第31号)
この規則は、昭和50年4月1日から施行する。
付 則(昭和51年3月16日規則第6号)
この規則は、公布の日から施行する。
付 則(昭和51年9月27日規則第47号)
この規則は、公布の日から施行する。
付 則(昭和52年12月1日規則第58号)
この規則は、公布の日から施行する。
付 則(昭和57年4月1日規則第34号)
この規則は、公布の日から施行する。
付 則(昭和57年10月1日規則第70号)
この規則は、公布の日から施行する。
付 則(昭和58年3月31日規則第13号)
- 1 この規則は、昭和58年4月1日から施行する。ただし、第9条第4号の改正規定は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都杉並区建築基準法施行細則(以下「改正後の規則」という。)第11条の表(は)欄の規定にかかわらず、昭和58年4月1日から昭和59年3月31日までの間における規則第5条第1項の規定により定める報告の時期は、昭和58年10月1日から昭和59年2月29日までとする。
- 3 この規則による改正前の東京都杉並区建築基準法施行細則(以下「改正前の規則」という。)第7条の表(3)の項に掲げるホテル又は旅館で改正前の規則第8条第1項の規定による報告を昭和57年4月1日から昭和58年3月31日までの間において行つたものについては、改正後の規則第91条の表(2)の項(は)欄の規定にかかわらず、報告の時期の始期は昭和61年とする。

付 則(昭和60年5月25日規則第35号)
この規則は、公布の日から施行する。
付 則(昭和61年3月31日規則第31号)
この規則は、昭和61年4月1日から施行する。
付 則(昭和62年3月23日規則第9号)
この規則は、昭和62年4月1日から施行する。
付 則(昭和62年12月14日規則第81号)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都杉並区建築基準法施行細則の規定は、昭和62年11月16日から施行する。

付 則(平成元年3月30日規則第7号)
この規則は、公布の日から施行する。
付 則(平成2年3月29日規則第13号)
この規則は、公布の日から施行する。
付 則(平成5年6月10日規則第47号)
- 1 この規則は、平成5年6月25日から施行する。
- 2 この規則による改正前の東京都杉並区建築基準法施行細則の規定により調製した用紙で、この規則施行の際現存するものについては、当分の間、所要の修正を加えてこれを使用することができる。

付 則(平成6年3月31日規則第25号)

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成4年法律第82号。以下「改正法」という。)第1条の規定による改正前の都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「旧都市計画法」という。)第2章の規定による都市計画において定められている用途地域に関しては、この規則による改正前の東京都杉並区建築基準法施行細則の規定は、平成5年6月25日から起算して3年を経過する日(その日前に改正法第1条の規定による旧都市計画法第2章の規定により、当該都市計画区域について、用途地域に関する都市計画が決定されたときは、当該都市計画区域の決定に係る都市計画法第20条第1項(同法第22条第1項において読み替える場合を含む。)の規定による告示があった日)までの間は、なおその効力を有する。
 - 附 則(平成7年4月28日規則第38号)
この規則は、公布の日から施行する。
 - 附 則(平成7年7月28日規則第69号)
この規則は、公布の日から施行する。
 - 附 則(平成8年3月25日規則第9号)
この規則は、公布の日から施行する。
 - 附 則(平成11年6月21日規則第75号)
この規則は、公布の日から施行する。
 - 附 則(平成12年3月31日規則第121号)
- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の杉並区建築基準法施行細則第1号様式から第6号様式まで及び第8号様式から第22号様式までの規定による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。
 - 附 則(平成12年9月14日規則第169号)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の杉並区建築基準法施行細則第1号様式から第6号様式まで及び第8号様式から第22号様式までの規定による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。
 - 附 則(平成13年5月16日規則第86号)
- 1 この規則は、平成13年5月18日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の杉並区建築基準法施行細則第11号様式から第12号様式まで及び第13号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。
 - 附 則(平成13年9月11日規則第111号)
この規則は、公布の日から施行する。
 - 附 則(平成15年3月31日規則第40号)
この規則は、公布の日から施行する。ただし、第21条の改正規定は、平成15年4月1日から施行する。
 - 附 則(平成15年11月28日規則第117号)
- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第12条第1項及び第16条の2並びに別記第8号様式の改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この規則による改正後の杉並区建築基準法施行細則別記第9号様式及び第10号様式による用紙については、この規則の施行の日前においてもこの規則による改正前の杉並区建築基準法施行細則別記第9号様式及び第10号様式による用紙に代えて、それぞれ使用することができる。
- 3 附則第1項ただし書に規定する改正規定の施行の日から平成16年3月31日までの間は、同項ただし書の規定による改正後の杉並区建築基準法施行細則別記第8号様式の規定にかかわらず、建築物及び建築設備等の定期報告については、なお従前の例によることができる。
 - 附 則(平成16年6月24日規則第62号)
この規則は、平成16年7月1日から施行する。
 - 附 則(平成17年3月28日規則第9号)
この規則は、公布の日から施行する。
 - 附 則(平成18年3月31日規則第43号)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第14条の4の次に1条を加える改正規定及び別記第11号様式の2の次に2様式を加える改正規定は、平成18年4月17日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の杉並区建築基準法施行細則の規定に基づき提出されている報告書その他の書類は、この規則による改正後の杉並区建築基準法施行細則の様式により提出されたものとみなす。
 - 附 則(平成19年3月30日規則第47号)
この規則は、平成19年4月1日から施行する。
 - 附 則(平成19年11月29日規則第133号)
この規則は、平成19年11月30日から施行する。
 - 附 則(平成20年9月30日規則第71号)
- 1 この規則は、平成20年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の杉並区建築基準法施行細則第8号様式の2、第8号様式の3、第10号様式の2、第10号様式の3及び第11号様式の4による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。
 - 附 則(平成21年3月23日規則第19号)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の杉並区建築基準法施行細則第23号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。
 - 附 則(平成24年12月26日規則第122号)
この規則は、公布の日から施行する。
 - 附 則(平成27年5月29日規則第62号)
- 1 この規則は、平成27年6月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 施行日前に建築基準法の一部を改正する法律(平成26年法律第54号)による改正前の建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条の6第1項第1号に規定する仮使用の承認を受けた者であって、施行日以後当該承認に係る建築物の工事の完了前に建築主、設置者又は築造主を変更しようとするものは、この規則による改正後の杉並区建築基準法施行細則(以下「新規則」という。)第4条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する認定通知書(仮使用認定通知書に限る。)に代えて、建築主等変更届に、この規則による改正前の杉並区建築基準法施行細則(以下「旧規則」という。)第4条第1項に規定する仮使用承認通知書を添付することができる。
- 3 新規則第18条の3の規定は、公布の日から起算して30日を経過した日以後に行われる同条の規定による道路の変更又は廃止の届出について適用する。
- 4 この規則の施行の際、旧規則第1号様式、第2号様式、第5号様式、第8号様式、第12号様式、第13号様式、第14号様式、第15号様式、第16号様式及び第17号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。
 - 附 則(平成28年6月1日規則第118号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 建築基準法施行規則等の一部を改正する省令(平成28年国土交通省令第10号)附則第2条第4項の規定により読み替えて適用する同省令による改正後の建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第6条第1項に規定する平成28年6月1日から平成31年5月31日までの間で特定行政庁が定める時期は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 建築物(この規則による改正後の杉並区建築基準法施行細則(以下「新規則」という。)第11条に規定するものに限る。)に設けられた防火設備
 - ア 新規則第11条の規定による報告の時期が毎年11月1日から翌年の1月31日までとなる建築物に設けられた防火設備 最初の報告にあつてはこの規則の施行の日から平成29年3月31日までに1回、その後の報告にあつては当該報告を行った日の翌日から起算して1年を経過する日まで(当該報告を行わなかった場合にあっては、当該報告を行うべき時期の終期の日の翌日から起算して1年を経過する日まで)に1回。ただし、平成27年4月1日以降に建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証(以下「検査済証」という。)の交付を受けた建築物に設けられた防火設備に係る報告については、新規則第14条第2項の規定による。
 - イ 新規則第11条の規定による報告が3年ごととなる建築物に設けられた防火設備 新規則第11条第1項の表(イ)欄又は第2項の表(ウ)欄に掲げる平成28年5月1日以後最初の報告の時期が属する年度内。ただし、平成27年4月1日以降に検査済証の交付を受けた建築物に設けられた防火設備に係る報告については、新規則第11条第1項の表(イ)欄又は第2項の表(ウ)欄に掲げる直近の報告の時期が属する年度の末日が検査済証の交付を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日より前である場合は、当該交付を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日まで1回
 - (2) 病院、診療所又は高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上の建築物(前号に規定するものを除く。)に設けられた防火設備 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に1回(平成28年4月1日以降に検査済証の交付を受けた建築物に設けられた防火設備にあつては、当該交付を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日まで1回)
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の杉並区建築基準法施行細則別記第8号様式から第8号様式の3まで及び第10号様式の2から第10号様式の4までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。
 - 附 則(平成29年3月31日規則第36号)
この規則は、平成29年4月1日から施行する。
 - 附 則(平成30年3月30日規則第48号)
この規則は、平成30年4月1日から施行する。
 - 附 則(平成30年6月27日規則第61号)
1 この規則は、平成30年6月29日から施行する。
 - 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の杉並区建築基準法施行細則第13号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。
附 則(平成31年3月29日規則第32号)
1 この規則は、平成31年6月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第11号様式の4、第12号様式、第13号様式、第15号様式及び第23号様式の改正規定並びに附則第3項の規定 公布の日
 - (2) 第12条第2項、第4項及び第6項並びに第14条の3第2項の改正規定並びに第8号様式の3を第8号様式の4とし、第8号様式の2を第8号様式の3とし、第8号様式の次に1様式を加える改正規定並びに附則第4項の規定 平成31年4月1日
 - (3) 第4条の2及び第16条の3第2項第1号の改正規定 建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)の施行の日
 - 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の杉並区建築基準法施行細則第10号様式の2及び第10号様式の3による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。
 - 3 附則第1項第1号に掲げる規定の施行の際、この規則による改正前の杉並区建築基準法施行細則第11号様式の4、第12号様式、第13号様式、第15号様式及び第23号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。
 - 4 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の際、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第36号の3様式並びにこの規則による改正前の杉並区建築基準法施行細則第8号様式の2及び第8号様式の3による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。
附 則(令和元年10月30日規則第26号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(令和2年12月24日規則第94号)
この規則は、令和3年2月1日から施行する。ただし、第8号様式及び第8号の2様式の改正規定は、公布の日から施行する。

別表(第8条関係)

建築物の種類	図書の種類	明示すべき事項
がけに接する場所を建築敷地とする建築物	詳細図	縮尺、構造耐力上主要な部分の材料の種類及び寸法、がけの高さ並びにがけの上下端から建築物までの水平距離
	構造計算書	
道路面と地盤面に高低差のある敷地の建築物	縦断面図	縮尺並びに道路、地盤及びその高低差
興行場等の用途に供する建築物	平面図又は別紙に併記	各階及び各興行場ごとの客席の定員及びその算定方法並びに各階の客席の出入口、階段及び建築物の屋外へ通ずる出入口の幅の合計
		各階の共同住宅の住戸若しくは住室、寄宿舎の寝室又は下宿の宿泊室の床面積の合計
共同住宅等の用途に供する建築物		
地階に居室を有する建築物	換気設備図	縮尺、機械室及びダクトの詳細並びに給気口、排気口及び外気取入口の位置及び寸法

第1号様式(第3条関係)

確認申請取下げ届

下記の申請は、都合により取り下げたいので、杉並区建築基準法施行細則第3条の規定により、届け出ます。

年 月 日

杉並区長 宛
又は
建築主事 宛

申請者

住所 _____

氏名 _____ ㊟
〔法人にあつては、その事務所の所在地〕
及び名称並びに代表者の氏名
記

1	申請書提出年月日 及び受理番号	年 月 日	第 号
2	敷地の地名地番	杉並区	丁目 番地
3	建築物等の用途		
※ 受 付 欄			

- (注意) 1 許可申請及び認定申請（建築基準法第7条の6第1項第2号の規定による認定の申請を除く。）の取下げの場合は、杉並区長宛に提出してください。
- 2 建築基準法第7条の6第1項第2号の規定による認定の申請及び確認申請の取下げの場合は、建築主事宛に提出してください。
- 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
- 4 申請者の氏名（法人にあつては、代表者の氏名）の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

全部改正〔平成27年規則62号〕

㊟第2号様式(第4条関係)

建 築 主 等 変 更 届

下記のとおり建築主等を変更したいので、杉並区建築基準法施行細則第4条第1項の規定により、関係図書を添えて届け出ます。

年 月 日

杉並区長 宛

又は

建築主事 宛

建築主等

住所 _____

氏名 _____ ㊟

〔法人にあつては、その事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

記

1	変更前	住 所	電 話 ()
		氏 名	㊟
	変更後	住 所	電 話 ()
		氏 名	㊟
2	確認・許可・認定 年月日・番号	年 月 日 確認 第 号 年 月 日 許可 第 号 年 月 日 認定 第 号	
3	敷地の地名地番	杉並区 丁目 番地	
4	建築物等の用途		
5	変更の期日及び理由		
※受付欄			

(注意) 1 許可申請及び認定申請（建築基準法第7条の6第1項第2号の規定による認定の申請を除く。）に係る建築主等の変更の場合は、杉並区長宛に提出してください。

2 建築基準法第7条の6第1項第2号の規定による認定の申請及び確認申請に係る建築主等の変更の場合は、建築主事宛に提出してください。

3 建築主等は、建築物にあつては建築主、建築設備にあつては設置者、工作物にあつては築造主を記入してください。

4 ※印のある欄は、記入しないでください。

5 建築主等の氏名（法人にあつては、代表者の氏名）の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

全部改正〔平成27年規則62号〕

㊟第3号様式(第4条関係)

工 事 監 理 者 届

下記のとおり工事監理者を選任（解任）したので、杉並区建築基準法施行細則第4条第2項の規定により、届け出ます。

年 月 日

建築主事 あて

建築主
住所 _____

氏名 _____ ㊟

〔法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

記

工 事 監 理 者	選 任	工事監理者の区分	代表となる工事監理者・その他の工事監理者				
		工事と照合する設計図書資格	()	建築士	()	登録第	号
		住 所	電話 ()				
		氏 名	㊟				
		建築士事務所名称及び所在地	()	建築士事務所	()	登録第	号
			電話 ()				
	解 任	工事監理者の区分	代表となる工事監理者・その他の工事監理者				
		工事と照合する設計図書資格	()	建築士	()	登録第	号
		住 所	電話 ()				
		氏 名	㊟				
建築士事務所名称及び所在地		()	建築士事務所	()	登録第	号	
		電話 ()					
2	確認年月日・番号	年 月 日	確認	第	号		
3	敷地の地名地番	杉並区	丁目	番地			
4	建築物の用途						
5	解任の期日及び理由						
※受付欄							

- (注意) 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 建築主の氏名（法人の場合にあつては、代表者の氏名）又は工事監理者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
 3 代表となる工事監理者及び申請に係る建築物に係る他のすべての工事監理者について記入してください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
 4 選任の場合は、建築士免許証の写しを添えてください。

別紙

選 任	工事監理者の区分	その他の工事監理者		
	工事と照合する 設計図書			
	資 格	() 建築士	() 登録第	号
	住 所	電話 ()		
	氏 名	㊦		
	建築士事務所 の名称及び 所在地	() 建築士事務所	() 登録第	号 電話 ()
	工事監理者の区分	その他の工事監理者		
	工事と照合する 設計図書			
	資 格	() 建築士	() 登録第	号
	住 所	電話 ()		
解 任	氏 名	㊦		
	建築士事務所 の名称及び 所在地	() 建築士事務所	() 登録第	号 電話 ()
	工事監理者の区分	その他の工事監理者		
	工事と照合する 設計図書			
	資 格	() 建築士	() 登録第	号
	住 所	電話 ()		
	氏 名	㊦		
	建築士事務所 の名称及び 所在地	() 建築士事務所	() 登録第	号 電話 ()
	工事監理者の区分	その他の工事監理者		
	工事と照合する 設計図書			

全部改正〔平成20年規則71号〕

第4号様式(第4条関係)

工 事 施 工 者 届

下記のとおり工事施工者を選任（変更）したので、杉並区建築基準法施行細則第4条第3項の規定により、届け出ます。

年 月 日

建築主事 あて

建築主等

住所 _____

氏名 _____ ㊟

〔法人にあつては、その事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

記

1	選 任 (変 更 後)	建設業の 許可番号	許可 () 第 号
		住 所	電話 ()
		氏 名	
		工事現場の責任者の資格・住所・氏名	() 建築士 () 登録第 号
施 工 者	変 更 前	建設業の 許可番号	許可 () 第 号
		住 所	電話 ()
		氏 名	
		工事現場の責任者の資格・住所・氏名	() 建築士 () 登録第 号
2	確認年月日・番号	年 月 日 確認 第 号	
3	敷地の地名地番	杉並区 丁目 番地	
4	建築物等の用途		
5	変更の期日及び理由		
※ 受 付 欄			

- (注意) 1 建築主等は、建築物にあつては建築主、建築設備にあつては設置者、工作物にあつては築造主を記入してください。
- 2 ※印のある欄は、記入しないでください。
- 3 建築主等の氏名（法人にあつては、代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

㊟第5号様式(第5条関係)

工 事 取 り や め 届

下記の工事を取りやめたいので、杉並区建築基準法施行細則第5条の規定により、関係図書を添えて、届け出ます。

年 月 日

杉並区長 宛

又は

建築主事 宛

建築主等

住所 _____

氏名 _____ ㊟

〔法人にあつては、その事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

記

1 確認・許可・認定の 年月日・番号	年 月 日 確認 第 号												
	年 月 日 許可 第 号												
	年 月 日 認定 第 号												
2 敷地の地名地番	杉並区 丁目 番地												
3 建築物等の用途													
4 取りやめの内容	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>確認・許可 認定</td> <td>面積</td> <td>取りやめ面積</td> </tr> <tr> <td>建築面積</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>延べ面積</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		確認・許可 認定	面積	取りやめ面積	建築面積				延べ面積			
		確認・許可 認定	面積	取りやめ面積									
建築面積													
延べ面積													
5 取りやめの理由													
※受付欄													

(注意) 1 許可申請及び認定申請(建築基準法第7条の6第1項第2号の規定による認定の申請を除く。)に係る工事取りやめの場合は、杉並区長宛に提出してください。

2 建築基準法第7条の6第1項第2号の規定による認定の申請及び確認申請に係る工事取りやめの場合は、建築主事宛に提出してください。

3 建築主等の欄は、建築物にあつては建築主、建築設備にあつては設置者、工作物にあつては築造主を記入してください。

4 ※印のある欄は、記入しないでください。

5 建築主等の氏名(法人にあつては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

全部改正〔平成27年規則62号〕

第6号様式(第8条、第15条関係)

工場調書

※調査 年 月 日 調査員 ㊟

※ 随郡及び許可条項												
1 整地地名地番	杉並区 丁目 番地											
2 工場名及び主												
3 業種	金属	機械	化学	ガス	窯業	紡織	製材	食品	印刷	その他	生産品目	
4 作業の概要												
5 既設の設備	名称	用途	個数	動力量(容量)	名称	用途	個数	動力量(容量)				
6 本申請による設備	名称	用途	個数	動力量(容量)	名称	用途	個数	動力量(容量)				
	基準	準月	時日	現	在	本	申	請	に	際	合計	増加率%
7 整地面積			m ²		m ²			m ²			m ²	
8 建築面積			m ²		m ²			m ²			m ²	
9 床面積の計	作業場		m ²		m ²			m ²			m ²	
	その他		m ²		m ²			m ²			m ²	
	合計		m ²		m ²			m ²			m ²	
10 動力量の合計			kWh		kWh			kWh			kWh	
11 不適格動力量の計			kWh		kWh			kWh			kWh	
12 危険物の容量												
13 地 域・地 区												
14 最近の許可・随郡	年 月 日許可第 号・随郡済証交付者 年 月 日随郡第 号											
15 備 考 (不適格の内容等)												

- (注意) 1 3の欄は、該当する業種を○で囲んでください。
 2 5及び6の欄に記入できないときは、別紙に記入してください。
 3 基準時の欄は、申請時に適格なものは記入する必要はありません。
 4 11の欄は、不適格の事由が機械の台数又は容器等の容量による場合に、その台数又は容量を記入してください。
 5 単位は、メートル法によつて記入してください。
 6 ※印のある欄は、記入しないでください。

第6号様式の2(第9条関係)

構造計算適合性判定の申請をした旨の届

下記のとおり、 年 月 日付で構造計算適合性判定を申請したので、杉並区建築基準法施行細則第9条の規定により、届け出ます。

年 月 日

建築主事 宛

建築主等

住所 _____

氏名 _____ ㊟

〔法人にあつては、その事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

記

1 申請をした 都道府県知事 又は 指定構造計算 適合性判定 機関	変更前	名称	
		事務所所在地	
	(申請先) 変更後	名称	
		事務所所在地	
2	申請書提出年月日 及び受理番号	年 月 日 確認 第 号	
3	敷地の地名地番	杉並区 丁目 番地	
4	建築物等の用途		
※受付欄			

(注意) 1 ※印のある欄は、記入しないでください。

2 建築主等の氏名(法人にあつては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

3 1の変更前の欄は、構造計算適合性判定の申請先を建築基準法施行規則別記第2号様式第2面第7欄に記載したのから変更した場合に記載してください。

追加〔平成27年規則62号〕

第7号様式(第10条関係)

標識（原則として木板とする。）

60センチメートル

建築基準法による命令の公示

建築物の所在地
建築物の名称
命令を受けた者の氏名及び住所

この建築物は、建築基準法令の規定又は建築基準法の規定に基づく許可に付した条件に違反しているので、同法第九条に基づき
を命じたものである。

年 月 日
杉並区長

(注意)
一 この標識は、建築基準法第九条第十三項の規定に基づき設置したものである。
二 この標識を損壊した者は、公用文書等毀棄罪で罰せられることがある。

45センチメートル

第7号様式の2(第10条関係)
標識（原則として木板とする。）

標識（原則として木板とする。）

60センチメートル

建築基準法による命令の公示

工作物の所在地
工作物の名称
命令を受けた者の氏名及び住所

この工作物は、建築基準法令の規定又は建築基準法の規定に基づく許可に付した条件に違反しているので、同法第九条に基づき
を命じたものである。

年 月 日
杉並区長

(注意)
一 この標識は、建築基準法第九条第十三項の規定に基づき設置したものである。
二 この標識を損壊した者は、公用文書等毀棄罪で罰せられることがある。

45センチメートル

第8号様式(第12条関係)

(第5面)

(注意)

- 1 各面共通関係
 - ① ※印のある欄は、記入しないでください。
 - ② 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
 - ③ 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。
- 2 第1面関係
 - ① 報告者又は調査者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
 - ② 調査者が2人以上のときは、代表となる調査者を調査者氏名欄に記入してください。
 - ③ 1欄及び2欄は、所有者又は管理者が法人のときは、「イ」はそれぞれ法人の名称及び代表者氏名を、「エ」はそれぞれ法人の所在地を記入してください。
 - ④ 3欄は、代表となる調査者及び当該建築物の調査を行った全ての調査者について記入してください。当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、その他の調査者欄は削除して構いません。
 - ⑤ 3欄の「ア」は、調査者の有する資格について記入してください。調査者が建築基準法施行規則（以下「規則」という。）第6条の6に規定する特定建築物調査員である場合は、規則第6条の5第1項に規定する特定建築物調査員資格者証の交付番号を「特定建築物調査員」の番号欄に記入してください。
 - ⑥ 3欄の「エ」は、調査者が法人に勤務している場合は、調査者の勤務先について記入し、勤務先が建築士事務所の場合は、事務所登録番号を併せて記入してください。
 - ⑦ 3欄の「オ」から「キ」までは、調査者が法人に勤務している場合は、調査者の勤務先について記入し、調査者が法人に勤務していない場合は、調査者の住所について記入してください。
 - ⑧ 第3面の2欄のいずれかの「ア」において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「L」マークを入れたときは5欄の「ア」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「L」マークを入れ、「特記すべき事項あり」のチェックボックスに「L」マークを入れたときは5欄の「ア」の「特記すべき事項」のチェックボックスに「L」を入れてください。それ以外のときは、「指摘なし」のチェックボックスに「L」マークを入れてください。また、第3面の2欄の「ア」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「L」マークを入れたものの全てにおいて、「既存不適格」のチェックボックスに「L」マークを入れたときは、併せて5欄の「ア」の「既存不適格」のチェックボックスに「L」マークを入れてください。
 - ⑨ 5欄の「イ」は、指摘された事項のうち特に報告すべき事項があれば記入してください。
 - ⑩ 5欄の「ウ」は、第3面の2欄のいずれかの「ウ」において改善予定があるとしているときは「有」のチェックボックスに「L」マークを入れ、第3面の2欄の「ウ」に記入された改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入してください。
 - ⑪ 5欄の「エ」は、指摘された事項以外に特に報告すべき事項があれば記入してください。
- 3 第2面関係
 - ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
 - ② 敷地が複数の地域にまたがる場合は、1欄の「ア」は、該当する全てのチェックボックスに「L」マークを入れてください。建築基準法第22条第1項の規定により地域指定がされている場合、災害危険区域に指定されている場合その他建築基準法又はそれに基づく命令により地域等の指定がされている場合は、「その他」のチェックボックスに「L」マークを入れ、併せてその内容を記入してください。
 - ③ 1欄の「イ」は、該当する用途地域名を全て記入してください。
 - ④ 2欄の「ア」は、該当する全てのチェックボックスに「L」マークを入れてください。なお、その他の構造から成る場合には、「その他」のチェックボックスに「L」マークを入れ、併せて具体的な構造を記入してください。
 - ⑤ 2欄の「オ」の今回報告部分の床面積の合計欄には、3欄の床面積のうち、今回調査により報告を行う部分の床面積の合計を記入してください。
 - ⑥ 3欄の「ア」は、最上階から用途ごとに順に記入し、当該用途に供する部分の床面積を記入してください。また、同一階に複数の用途がある場合、「階別床面積の合計」に各階の床面積の合計を記入してください。
 - ⑦ 3欄の「イ」は、「ア」の用途ごとに床面積の合計を記入してください。

(第6面)

- ④ 4欄は、建築基準法施行令（以下「令」という。）第108条の3第2項に規定する耐火性能検証法により耐火に関する性能が検証されたときは「耐火性能検証法」のチェックボックスに、令第108条の3第5項に規定する防火区画検証法により遮炎に関する性能が検証されたときは「防火区画検証法」のチェックボックスに、令第128条の6第3項に規定する区画避難安全検証法により区画避難安全性能が検証されたときは「区画避難安全検証法」のチェックボックスに、令第129条第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が検証されたときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、令第129条の2第4項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が検証されたときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「L」マークを入れ、「区画避難安全検証法」の場合には区画避難安全性能を検証した階を、「階避難安全検証法」の場合には階避難安全性能を検証した階を、併せて記入してください。建築基準法第38条（同法第66条、第67条の2及び第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による特殊構造方法等の認定、同法第68条の25第1項に規定する構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「L」マークを入れ、その概要を記入してください。これらいずれにも該当しない場合においては、「適用なし」のチェックボックスに「L」マークを入れてください。
- ⑤ 5欄は、当該建築物の防火設備が建築基準法第12条第3項の規定による定期検査（以下「定期検査」という。）対象となっている場合は「防火設備」のチェックボックスに、換気設備が定期検査対象となっている場合は「換気設備」のチェックボックスに、排煙設備が定期検査対象となっている場合は「排煙設備」のチェックボックスに、非常用照明装置が定期検査対象となっている場合は「非常用照明装置」のチェックボックスに、給水設備・排水設備が定期検査対象となっている場合は「給水設備・排水設備」のチェックボックスに、それぞれ「L」マークを入れてください。
- ⑥ 6欄は、前回調査時以降の建築（新築を除く）、模様替、修繕又は用途の変更（以下「増築、改築、用途変更等」という。）について、古いものから順に記入し、確認（建築基準法第6条第1項に規定する確認をいう。以下同じ。）を受けている場合は建築確認済証交付年月日を、受けていない場合は増築、改築、用途変更等が完了した年月日を、併せて記入し、それぞれ増築、改築、用途変更等の概要を記入してください。
- ⑦ 7欄の「ア」は、最近の確認について、当該確認に要した図書の全部又は一部があるときは「有」のチェックボックスに「L」マークを入れ、そのうち各階平面図のみがあるときは併せて「各階平面図あり」のチェックボックスに「L」マークを入れてください。
- ⑧ 7欄の「イ」は、初回の確認に係る確認済証について、該当するチェックボックスに「L」マークを入れてください。「有」の場合は、確認済証の交付年月日を記入し、交付者に関するチェックボックスに「L」マークを入れ、「指定確認検査機関」の場合は、併せてその名称を記入してください。
- ⑨ 7欄の「ウ」は、直近の確認に係る確認済証について、（注意）⑩に準じて記入してください。
- ⑩ 7欄の「エ」は、最近の完了検査について、当該完了検査に要した図書の全部又は一部があるときは「有」のチェックボックスに「L」マークを入れてください。
- ⑪ 7欄の「オ」及び「カ」は、（注意）⑩、⑪に準じて記入してください。
- ⑫ 7欄の「キ」は、検査済証を交付されていないが、仮使用の認定に基づいて報告対象建築物を使用している場合、認定の交付年月日及び番号を記入してください。
- ⑬ 7欄の「ク」は、建築基準法第36条の8の規定による全体計画認定又は全体計画変更認定がある場合、直近の認定通知書の交付年月日及び交付番号を記入してください。
- ⑭ 7欄の「ケ」は、建築基準法第8条第2項に規定する維持保全に関する準則又は計画について記入してください。
- ⑮ 7欄の「コ」は、前回の定期調査の結果を記録した書類の保存の有無について記入してください。
- ⑯ ここに書き表せない事項で特に報告すべき事項は、8欄又は別紙に記載して添えてください。
- 4 第3面関係
- ① この書類は、建築物ごとに、当該建築物の敷地、構造及び建築設備の状況（別途建築設備の検査を行っている場合は建築設備の設置の状況に係るものに限る。）に関する調査の結果について作成してください。
- ② 1欄の「ア」は、調査が終了した年月日を記入してください。
- ③ 1欄の「イ」から「オ」までは、検査を行っていない場合は「未実施」のチェックボックスに「L」マークを入れ、検査の実施予定があるときは実施予定年月日を記入してください。報告の対象となっていない場合には「対象外」のチェックボックスに「L」マークを入れてください。

(第7面)

- ④ 1欄の「ウ」から「オ」までは、直前の報告について、それぞれ記入してください。
- ⑤ 2欄の「ア」は、調査結果において、是正が必要と認められるときは「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「L」マークを入れ、建築基準法第3条第2項（建築基準法第36条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「L」マークを入れてください。また、是正が必要と認められる事項以外に、特に報告すべき事項がある場合には、「特記すべき事項」のチェックボックスに「L」マークを入れてください。
- ⑥ 2欄の「ア」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「L」マークを入れたとき（「既存不適格」のチェックボックスに「L」マークを入れたときを除く。）は、「イ」に指摘の概要を記入してください。
- ⑦ 2欄の「ア」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「L」マークを入れた当該指摘を受けた項目について改善予定があるときは「ウ」の「有」のチェックボックスに「L」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入してください。改善予定がないときは「ウ」の「無」のチェックボックスに「L」マークを入れてください。
- ⑧ 3欄は、建築基準法第28条の2の規定の適用を受ける石綿を添加した建築材料について記入してください。「ア」の「有（飛散防止措置無）」又は「有（飛散防止措置有）」のチェックボックスに「L」マークを入れたときは、当該建築材料が確認された室を記入してください。当該建築材料について飛散防止措置を行う予定があるときは、「イ」の「有」のチェックボックスに「L」マークを入れ、併せて措置予定年月を記入してください。措置を行う予定がないときは「イ」の「無」のチェックボックスに「L」マークを入れてください。
- ⑨ 4欄は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条第1項に規定する耐震診断又は同条第2項に規定する耐震改修の実施の有無について記入してください。耐震診断又は耐震改修の実施の予定があるときは、実施予定年月を記入し、具体的な耐震改修の内容を定めている場合は別紙に記入し添えてください。
- ⑩ 前回調査時以降に把握した屋根ふき材、内装材、外装材等及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けられたものの脱落、バルコニー、屋上等の手すりその他建築物の部分の脱落等（以下「不具合等」という。）について第4面の「不具合等の概要」欄に記入したときは、5欄の「ア」の「有」のチェックボックスに「L」マークを入れ、当該不具合等について記録があるときは「イ」の「有」のチェックボックスに「L」マークを入れ、記録がないときは「イ」の「無」のチェックボックスに「L」マークを入れてください。また、第4面に記入された不具合等のうち当該不具合等を受け既に改善を実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には「ウ」の「実施済」のチェックボックスに「L」マークを入れ、第4面に記入された不具合等のうち改善を行う予定があるものがある場合には「改善予定」のチェックボックスに「L」マークを入れ、第4面の「改善（予定）年月」欄に記入された改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入し、これら以外の場合には「予定なし」のチェックボックスに「L」マークを入れてください。
- ⑪ 各欄に掲げられている項目以外で特に報告すべき事項は、6欄又は別紙に記入して添えてください。
- 5 第4面関係
- ① 第4面は、前回調査時以降に把握した建築物等に係る不具合等のうち第3面の2欄において指摘されるもの以外のものについて、把握できる範囲において記入してください。前回調査時以降の不具合等を把握していない場合は、第4面を省略することができます。
- ② 「不具合等を把握した年月」欄は、当該不具合等を把握した年月を記入してください。
- ③ 「不具合等の概要」欄は、当該不具合等の概要を記入してください。
- ④ 「考えられる原因」欄は、当該不具合等が生じた原因として考えられるものを記入してください。
- ⑤ 「改善（予定）年月」欄は、既に改善を実施している場合には実施年月を、改善を行う予定がある場合には改善予定年月を記入し、改善を行う予定がない場合には「—」マークを記入してください。
- ⑥ 「改善措置の概要等」欄は、既に改善を実施している場合又は改善を行う予定がある場合に、具体的措置の概要を記入してください。改善を行う予定がない場合には、その理由を記入してください。

全部改正〔平成28年規則118号〕、一部改正〔令和2年規則94号〕

W第8号様式の2(第12条関係)

(第2面)

【7 建築物等に係る不具合等の状況】
 【ア 不具合等】 有 無
 【イ 不具合等の記録】 有 無
 【ウ 不具合等の概要】
 【エ 改善の状況】実施済 改善予定 (年 月に改善予定)
予定なし (理由:)

建築物及びその敷地に関する事項

【1 敷地の位置】
 【ア 防火地域等】 防火地域 準防火地域
その他 () 指定なし
 【イ 用途地域】

【2 建築物及びその敷地の概要】
 【ア 構造】 鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造
鉄骨造 その他 ()
 【イ 階数】 地上 階 地下 階
 【ウ 敷地面積】 m^2
 【エ 建築面積】 m^2
 【オ 延べ面積】 m^2 (今回報告部分の床面積の合計 m^2)

【3 階別用途別床面積】 (用途) (床面積) (階別床面積の合計)
 【ア 階別用途別】 (階) () (m^2) (m^2)
 (階) () (m^2) (m^2)
 (階) () (m^2) (m^2)
 (階) () (m^2) (m^2)
 (階) () (m^2) (m^2)
 (階) () (m^2) (m^2)
 (階) () (m^2) (m^2)
 【イ 用途別】 () (m^2) (m^2)

【4 性能検証法等の適用】 耐火性能検証法 防火区画検証法
区画避難安全検証法 (階) 階避難安全検証法 (階)
全館避難安全検証法 その他 ()

【5 増築、改築、用途変更等の経過】
 年 月 日 概要 ()
 年 月 日 概要 ()
 年 月 日 概要 ()
 年 月 日 概要 ()

【6 関連図書の整備状況】
 【ア 確認に要した図書】 有 (各階平面図あり) 無
 【イ 確認済証】 有 無
 交付番号 年 月 日 第 号
 交付者 建築主事 指定確認検査機関 ()
 【ウ 完了検査に要した図書】 有 無
 【エ 検査済証】 有 無
 交付番号 年 月 日 第 号
 交付者 建築主事 指定確認検査機関 ()
 【オ 維持保全に関する準則又は計画】 有 無
 【カ 前回の調査に関する書類の写し】 有 無 対象外

【7 備考】

(注意)

- ※印のある欄は、記入しないでください。
- この様式には、別記第8号様式に記入した内容と同じ内容を記入してください。
- 第1面5欄の「イ」及び「エ」には別記第8号様式第3面2欄から4欄までにおいて指摘のあった項目について、第2面7欄の「ウ」は同様式第4面に記入された事項を全て記入してください。

追加[平成31年規則32号]、一部改正[令和2年規則94号]

第8号様式の3(第12条関係)

建築物除却届
使用休止届

下記の建築物を^{除却}したので、杉並区建築基準法施行細則第12条第4項の規定により届け出ます。

年 月 日

杉並区長 宛

届出者 住所
氏名
電話 ()

(法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

記

1	所有者の住所及び氏名	
2	管理者の住所及び氏名	
3 建築物の概要	(1) 所在地	住居表示 杉並区 (地名地番)
	(2) 名称	
	(3) 用途	
	(4) 構造	
	(5) 規模	階数(地上 階・地下 階)、延べ面積(m ²)
4	確認済証交付者確認済証交付年月日及び番号	年 月 日 号
5	検査済証交付者検査済証交付年月日及び番号	年 月 日 号
6	前回報告年月日及び番号	特定建築物： 年 月 日 番号
		防火設備： 年 月 日 番号
		建築設備： 年 月 日 番号
		昇降機等： 年 月 日 番号
7	除却又は使用休止の理由	
8	除却年月日使用休止期間	除却年月日： 年 月 日 使用休止期間： 年 月 日から 年 月 日まで
※受付欄		

(注意)

- ※印のある欄は、記入しないでください。
- 届出者の氏名(法人の場合にあつては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略できます。
- 使用休止期間が変更になる場合は、改めて建築物使用休止届を提出してください。
- 6の欄は、建築物を除却する場合、該当するものを全て記入してください。

全部改正〔平成28年規則118号〕、一部改正〔平成31年規則32号〕

第8号様式の4(第12条関係)

建 築 物 再 使 用 届

下記の建築物を再使用したいので、杉並区建築基準法施行細則第12条第6項の規定により届け出ます。

年 月 日

杉並区長 宛

届出者 住所

氏名

㊦

電話

()

(法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

記

1	所有者の住所及び氏名	
2	管理者の住所及び氏名	
3 建築物の概要	(1) 所在地	住居表示 杉並区 (地名地番)
	(2) 名称	
	(3) 用途	
	(4) 構造	
	(5) 規模	階数(地上 階・地下 階)、延べ面積(㎡)
4	確認済証交付者確認済証交付年月日及び番号	年 月 日 号
5	使用休止届届出日(使用休止期間)	年 月 日 (使用休止期間: 年 月 日から 年 月 日まで)
6	前回報告年月日及び番号	年 月 日 番号
7	再使用開始年月日	年 月 日
※受付欄		

(注意)

- ※印のある欄は、記入しないでください。
- 届出者の氏名(法人の場合にあつては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略できます。
- 建築基準法施行規則第5条第3項及び第4項に規定する書類を添付してください。

全部改正[平成28年規則118号]、一部改正[平成31年規則32号]

第9号様式及び第10号様式 削除
削除[平成20年規則71号]

第10号様式の2(第14条関係)

特定建築設備等 廃止 届
使用休止

下記の特定建築設備等を廃止したので、杉並区建築基準法施行細則第14条第8項の規定により届け出ます。

年 月 日

杉並区長 宛

届出者 住所
氏名
電話 ()

(法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

記

1	所有者の住所及び氏名	
2	管理者の住所及び氏名	
3 建築物の概要	(1) 所在地	住居表示 杉並区 (地名地番)
	(2) 名称	
	(3) 用途	
	(4) 規模	階数(地上 階・地下 階)、延べ面積(m ²)
4	特定建築設備等の種類、用途及び構造	
5	確認済証交付者確認済証交付年月日及び番号	年 月 日 号
6	検査済証交付者検査済証交付年月日及び番号	年 月 日 号
7	前回報告年月日及び番号	防火設備： 年 月 日 番号
		建築設備： 年 月 日 番号
		昇降機等： 年 月 日 番号
8	廃止又は使用休止の理由	
9	廃止年月日使用休止期間	廃止年月日： 年 月 日 使用休止期間： 年 月 日から 年 月 日まで
※受付欄		

(注意)

- ※印のある欄は、記入しないでください。
- 届出者の氏名(法人の場合にあつては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略できます。
- 使用休止期間が変更になる場合は、改めて特定建築設備等使用休止届を提出してください。

全部改正[平成28年規則118号]、一部改正[平成31年規則32号]

第10号様式の3(第14条関係)

特定建築設備等再使用届

下記の特定建築設備等を再使用したいので、杉並区建築基準法施行細則第14条第10項の規定により届け出ます。

年 月 日

杉並区長 宛

届出者 住所

氏名

㊟

電話 ()

(法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

記

1	所有者の住所及び氏名	
2	管理者の住所及び氏名	
3 建築物の概要	(1) 所在地	住居表示 杉並区 (地名地番)
	(2) 名称	
	(3) 用途	
	(4) 規模	階数(地上 階・地下 階)、延べ面積(㎡)
4	特定建築設備等の種類、用途及び構造	
5	確認済証交付者確認済証交付年月日及び番号	年 月 日 号
6	使用休止届届出日(使用休止期間)	年 月 日 (使用休止期間: 年 月 日から 年 月 日まで)
7	前回報告年月日及び番号	防火設備: 年 月 日 番号
		建築設備: 年 月 日 番号
		昇降機等: 年 月 日 番号
8	再使用開始年月日	年 月 日
※受付欄		

(注意)

- ※印のある欄は、記入しないでください。
- 届出者の氏名(法人の場合にあつては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略できます。
- 建築基準法施行規則第6条第3項及び第4項又は第6条の2の第3項及び第4項に規定する書類のうちそれぞれ該当するものを添付してください。

全部改正〔平成28年規則118号〕、一部改正〔平成31年規則32号〕

第10号様式の4(第14条の2関係)

建築物等の所有者等変更届

定期報告対象建築物等の所有者等を下記のとおり変更したので、杉並区建築基準法施行細則第14条の2の規定により届け出ます。

年 月 日

杉並区長 宛

届出者 住所
氏名
電話 ()

(法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

記

1 定期報告対象建築物等	(1) 建築物等の所在地	住居表示 (地名地番)
	(2) 建築物の名称	
	(3) 建築物の用途	
	(4) 検査対象防火設備	
	(5) 検査対象建築設備	
	(6) 検査対象昇降機等	
	(7) 前回報告年月日及び番号	特定建築物： 年 月 日 番号 防火設備： 年 月 日 番号 建築設備： 年 月 日 番号 昇降機等： 年 月 日 番号
2 変更事項	(1) 所有者の住所及び氏名	新 旧
	(2) 管理者の住所及び氏名	新 旧
	(3) 建築物の名称	新 旧
3	変 更 し た 日	年 月 日
4	変 更 の 理 由	
※受付欄		

(注意)

- ※印のある欄は、記入しないでください。
- 届出者の氏名(法人の場合にあつては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略できます。
- 変更事項のうち該当する項目について記入してください。

全部改正[平成28年規則118号]

第11号様式(第14条の4関係)

建築工事施工計画報告書

建築基準法第12条第5項の規定に基づき、下記のとおり建築工事施工計画を報告します。
この報告書及び添付図面に記載の事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

杉並区長 あて

代表となる工事監理者 住所 電話 ()
 会社名 () 級建築士事務所 () 登録第 () 号
 氏名 ② () 級 建 築 士 () 登 録 第 () 号
 工事施工者 住所 電話 ()
 会社名 建築業の許可 大臣・知事 第 () 号
 氏名 ②
 (法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
 品質窓口責任者氏名 ② 電話 ()

記

(1) 工事 現場	① 名称		種	③ 工事の種類	新築・増築・改築
	② 所在地	杉 並 区			
(2) 建築主	氏名		住所		電話 ()
(3) 代表となる設計者	氏名		所属会社		電話 ()
(4) 構造設計者	氏名		所属会社		電話 ()
(5) 現場代理人(所長)	氏名		現場事務所		電話 ()
(6) 品質管理責任者	氏名		所属会社		電話 ()
(7) 階数	地上 階・地下 階	階	塔屋 階	(8) 建築面積	㎡ (9) 延べ面積
(10) 高さ	軒高	㎡	最高	㎡	(11) 随時高証交付機関
(12) 随時・計画通知、年月日及び番号	年 月 日		第 号		
(13) 計画変更年月日及び番号	年 月 日		第 号	(変更内容は別紙)	
(14) 構造計算の方法	(X) ルート1-()・ルート2-()・ルート3 (Y) ルート1-()・ルート2-()・ルート3			限界耐力計算・時刻歴応答解析 その他 ()	
(15) 構 造	RC造・SRC造	階から 階まで	(16) 使 用 部 位	PCa・HPCa	
	SRC造	階から 階まで		PC	
	S造	階から 階まで		CFT	
		階から 階まで			
(17) コ ン タ リ ー ト				※ 受付欄	
部 定 材 料	鋼 材 等				
	免 震 ・ 制 振 部 材				
	そ の 他				

(注意) 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 代表となる工事監理者又は工事施工者の氏名(法人の場合にあつては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合
 においては、押印を省略できます。
 3 代表となる工事監理者及び工事施工者は、本報告書の記載内容と随時高証及び設計図書等が整合しているか十分
 確認して記入してください。

全部改正〔平成20年規則71号〕

第11号様式の2 削除

削除〔平成20年規則71号〕

第11号様式の3(第14条の5関係)

事故報告書（速報）	
<p>建築基準法第12条第5項の規定に基づき、下記のとおり事故が発生しましたので報告します。 なお、本属報は速報であり、調査等の状況によっては内容が変わりうることをあらかじめ申し添えます。</p>	
年 月 日（第 報）	
杉並区長 あて	<p>報告者 住所 氏名 電話 () （法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）</p>
記	
1 建築物等の概要	
(1) 所在地 ()	
(2) 住居表示 ()	
(3) 建築物等の名称 ()	
(4) 事故が発生した場所の主な用途	
映画館・劇場等 病院・診療所等 ホテル・旅館 下宿・共同住宅 学校・体育館等	
百貨店・店舗等 キャンパレー・ナイトクラブ等 駐車場等 事務所 外壁・塀等	
遊戯施設 その他 ()	
2 事故の概要	
(1) 発生日時 年 月 日 午前・午後 時 分	
(2) 発生場所	
エレベーター エスカレーター 自動扉 防火シャッター 窓 手すり	
その他建築物の内部 外壁 看板・屋外設備 その他建築物の外部 ジェットコースター	
ウォータースライダー その他の遊戯施設 () その他 ()	
(3) 事故の状況	
被害者が落下した 落下物にあつた 建築物等に挟まれた 建築物等に衝突した	
その他 ()	
3 被害者の概要	
(1) 被害者の数 () 名	
(2) 被害程度（初診時） 軽症 () 名、中等症 () 名、重症 () 名、死亡 () 名	
(3) 性別 男 () 名 女 () 名	
(4) 年齢層 就学前 () 名 児童・生徒 () 名 高齢者（おおむね65歳以上）() 名	
その他 () 名	
4 事故の応急措置及び防止策	
5 特記事項	

追加〔平成18年規則43号〕

第11号様式の4（第14条の5関係）

事故報告書（詳細）

建築基準法第12条第5項の規定に基づき、下記の事故についての詳細を報告します。

年 月 日

杉並区長 宛

所有者・管理者
 占有者・建築主 住所 電話 ()
 会社名
 氏名 ㊟
 代表となる設計者 住所 電話 ()
 会社名 ()級建築士事務所()登録第()号
 氏名 ㊟()級 建築 士()登録第()号
 代表となる工事監理者 住所 電話 ()
 会社名 ()級建築士事務所()登録第()号
 氏名 ㊟()級 建築 士()登録第()号
 工事施工者 住所 電話 ()
 会社名 建設業の許可 大臣・知事 第()号
 氏名 ㊟
 (法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

記

- 1 建築物等の概要
 - (1) 所在地 ()
 - (2) 住居表示 ()
 - (3) 建築物等の名称 ()
 - (4) 事故が発生した場所の主な用途 ()
 - (5) 確認済証 交付番号 年 月 日 第 号
 交付者 ()
 - (6) 検査済証 交付番号 年 月 日 第 号
 交付者 ()
 - (7) 定期報告(建築物) 年 月 日 報告
 (防火設備) 年 月 日 報告
 (建築設備) 年 月 日 報告
 (昇降機等) 年 月 日 報告
- 2 事故の概要
 - (1) 発生日時 年 月 日 午前・午後 時 分
 - (2) 発生場所 ()
 - (3) 事故の状況 ()
- 3 被害者の概要
 - (1) 被害者の数 ()名
 - (2) 被害程度 軽症()名、中等症()名、重症()名、死亡()名
 - (3) 性別 男()名 女()名
 - (4) 年齢層 就学前()名 児童・生徒()名 高齢者(65歳以上)()名 その他()名
- 4 事故の原因
- 5 事故の応急措置及び防止策

全部改正〔平成31年規則32号〕

第12号様式(第15条関係)

(表)
許 可 申 請 書

建築基準法第 条第 項第 号の規定により許可を受けたいので、下記のとおり申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。 杉並区長 宛					
			年 月 日		
申請者 住所			氏名		
電話			電話 ()		
記			〔法人にあつては、その事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕		
1	建築主の住所及び氏名	電話 ()			
2	代理者の住所及び氏名	電話 ()			
3	敷地の地名地番	杉並区	丁目	番地	
4	地域・地区				
5	建築物の主要用途				
6	工事種別				
7	構造	8 最高の高さ及び階数		m 地上 階・地下 階	
		申請部分	申請以外の部分	合計	※ 12 敷地面積に対する割合
9	敷地面積	m ²	m ²	m ²	※ 13 敷地面積に対する割合限度
10	建築面積	m ²	m ²	m ²	%
11	延べ面積	m ²	m ²	m ²	%
	①	()	()	()	
	②	()	()	()	
	③	()	()	()	
	④	()	()	()	
	⑤	()	()	()	
	⑥	()	()	()	
	⑦	()	()	()	
	⑧	()	()	()	
	⑨	()	()	()	
	⑩	()	()	()	
	⑪	()	()	()	
	⑫	()	()	()	
※14 備考					
※受付欄	※ 手数料欄				
	※ 許可番号欄				
	年 月 日				
第 号					

(裏)

- (注意) 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
- 2 4 欄は、当該地域又は地区における建蔽率及び容積率も記入してください。また、建築物の敷地が2以上の区域、地域又は地区にわたる場合には、それぞれの区域、地域又は地区ごとに建蔽率及び容積率を記入してください。
- 3 11 欄は、①から⑩までを含めた建築物全体の床面積を記入してください。
() 内には、次の用途に供する部分の床面積を記入してください。
- ① 地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分
 - ② エレベーターの昇降路の部分
 - ③ 共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下又は階段の用に供する部分
 - ④ 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分
 - ⑤ 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分
 - ⑥ 蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分
 - ⑦ 自家発電設備を設ける部分
 - ⑧ 貯水槽を設ける部分
 - ⑨ 宅配ボックス(配達された物品(荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。)の一時保管のための荷受箱をいう。以下同じ。)を設ける部分
 - ⑩ 住宅の用途に供する部分
 - ⑪ 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分
- 4 11 欄⑩は、容積率の算定の基礎となる延べ面積(各階の床面積の合計から、①に記入した床面積から当該床面積のうちエレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積を除いた面積(この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。)の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。)の床面積の合計の3分の1の面積)、②及び③に記入した床面積並びに④から⑨までに記入した床面積(これらの面積が、次のアからカまでに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれアからカまでに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれアからカまでに定める割合を乗じて得た面積)を除いた面積)を記入してください。
- ア 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分 5分の1
 - イ 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分 50分の1
 - ウ 蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分 50分の1
 - エ 自家発電設備を設ける部分 100分の1
 - オ 貯水槽を設ける部分 100分の1
 - カ 宅配ボックスを設ける部分 100分の1
- 5 申請者の氏名(法人の場合にあつては、代表者の氏名)を自署で行う場合においては、押印を省略できます。

全部改正〔平成31年規則32号〕

第12号様式の2(第8条、第15条関係)

許 可 通 知 書

第 号
年 月 日

申請者 様

杉並区長 印

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 敷地の地名地番
- 3 建築物若しくは工作物又はその部分の概要

上記による許可申請書及び添付図書に記載の計画については、建築基準法第
条例第
条 第 項第 号の規定に基づき、下記の条件を付して許可しましたので通知します。

記

- 1
- 2

(注意) この通知書は、大切に保存してください。

第13号様式(第16条関係)

(表)
認 定 申 請 書

の規定により認定を受けたいので、下記のとおり申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

杉並区長 宛

年 月 日

申請者 住所
氏名
電話番号 ()
①
〔法人にあつては、その事務所の所在地〕
及び名称並びに代表者の氏名

記

1 建築主の住所及び氏名	電話番号 ()				
2 代理者の住所及び氏名	電話番号 ()				
3 敷地の地名・地番	杉並区	丁目	番地		
4 地域・地区					
5 建築物の主要用途			6 建築物の数	棟	7 最高の高さ ｍ
	申請部分	申請以外の部分	合計	※ 11 敷地面積に対する割合	※ 12 敷地面積に対する割合限度
8 敷地面積	㎡	㎡	㎡	%	%
9 建築面積	㎡	㎡	㎡	%	%
10 延べ面積	㎡	㎡	㎡	%	%
	①	()	()	()	
	②	()	()	()	
	③	()	()	()	
	④	()	()	()	
	⑤	()	()	()	
	⑥	()	()	()	
	⑦	()	()	()	
	⑧	()	()	()	
	⑨	()	()	()	
	⑩	()	()	()	
	⑪	()	()	()	
	⑫	()	()	()	
※ 13 備考					
※ 受付料			※ 手数料額		
			※ 認定番号額		
			年 月 日		
			番 号		

(裏)

- (注意) 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
- 2 4欄は、当該地域又は地区における建蔽率及び容積率も記入してください。また、建築物の敷地が2以上の区域、地域又は地区にわたる場合には、それぞれの区域、地域又は地区ごとに建蔽率及び容積率を記入してください。
- 3 10欄は、①から⑩までを含めた建築物全体の床面積を記入してください。
()内には、次の用途に供する部分の床面積を記入してください。
- ① 地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分
 - ② エレベーターの昇降路の部分
 - ③ 共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下又は階段の用に供する部分
 - ④ 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分
 - ⑤ 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分
 - ⑥ 蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分
 - ⑦ 自家発電設備を設ける部分
 - ⑧ 貯水槽を設ける部分
 - ⑨ 宅配ボックス(配達された物品(荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。)の一時保管のための荷受箱をいう。以下同じ。)を設ける部分
 - ⑩ 住宅の用途に供する部分
 - ⑪ 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分
- 4 10欄⑩は、容積率の算定の基礎となる延べ面積(各階の床面積の合計から、①に記入した床面積から当該床面積のうちエレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積を除いた面積(この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。)の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。)の床面積の合計の3分の1の面積)、②及び③に記入した床面積並びに④から⑨までに記入した床面積(これらの面積が、次のアからカまでに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれアからカまでに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれアからカまでに定める割合を乗じて得た面積)を除いた面積)を記入してください。
- ア 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分 5分の1
 - イ 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分 50分の1
 - ウ 蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分 50分の1
 - エ 自家発電設備を設ける部分 100分の1
 - オ 貯水槽を設ける部分 100分の1
 - カ 宅配ボックスを設ける部分 100分の1
- 5 申請者の氏名(法人の場合にあつては、代表者の氏名)を自署で行う場合においては、押印を省略できます。

全部改正〔平成31年規則32号〕

第13号様式の2(第16条関係)

認 定 通 知 書

第 年 月 日 号

申請者 様

杉並区長 印

下記による認定申請書及び添付図書に記載の計画については、
の規定に基づき、認定しましたので通知します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 敷地の地名・地番
- 3 建築物若しくは工作物又はその部分の概要

(注意) この通知書は、大切に保存してください。

全部改正〔平成30年規則61号〕

第13号様式の3(第16条の3関係)

建築工事施工結果報告書 (延べ面積が500㎡を超える
建築物) (中間・完了)

下記のとおり建築工事施工結果を報告します。
この報告書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

あて

代表となる工事監理者 住所 電話 ()
 会社名 () 級建築士事務所 () 登録第 () 号
 氏名 ② () 級 建 築 士 () 登録第 () 号

工事施工者 住所 電話 ()
 会社名 建築業の許可 大臣・知事 第 () 号
 氏名 ②
 (法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

品質窓口責任者氏名 ② 電話 ()

下記の建築工事施工結果については、工事監理者より報告を受けました。

建築主 住所 電話 ()
 会社名 ②
 氏名 (法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

記

(1) 建築工事施工計画報告書受付年月日及び番号		年 月 日 第 号	
(2) 工事 現場	① 名称	工区 標	③ 工事の種類 新築・増築・改築
	② 所在地 杉並区		
(3) 代表となる設計者	氏名	所属会社	電話 ()
(4) 構造設計者	氏名	所属会社	電話 ()
(5) 現場代理人(所属)	氏名	現場事務所	電話 ()
(6) 品質管理責任者	氏名	所属会社	電話 ()
(7) 階数	地上 階・地下 階 塔屋 階	(8) 建築面積	㎡ (9) 延べ面積
(10) 高さ	軒高 m 最高 m	(11) 随時済証交付機関	
(12) 随時・計画通知、年月日及び番号	年 月 日 第 号		
(13) 計画変更年月日及び番号	年 月 日 第 号 (変更内容は別紙) 年 月 日 第 号 (変更内容は別紙)		
(14) 構造計算の方法	(X) ルート1-()・ルート2-()・ルート3 (Y) ルート1-()・ルート2-()・ルート3	限界耐力計算・時刻歴応答解析 その他 ()	
(15) 工事監理者総合所見	※ 受 付 價		

(注) 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 代表となる工事監理者又は工事施工者の氏名(法人の場合にあつては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合
 においては、押印を省略できます。

全部改正〔平成20年規則71号〕

第13号様式の4(第16条の3関係)

建築工事施工結果報告書（延べ面積が500㎡以下の建築物）（中間・完了）

下記のとおり建築工事施工結果を報告します。
この報告書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

あて

代表となる工事監理者 住所 電話 ()
 会社名 () 級建築士事務所 () 登録第 () 号
 氏名 ② () 級 建 築 士 () 登 録 第 () 号

工事施工者 住所 電話 ()
 会社名 建築業の許可 大臣・知事 第 () 号
 氏名 ②
 (法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

品質窓口責任者氏名 ② 電話 ()

下記の建築工事施工結果については、工事監理者より報告を受けました。

建築主 住所 電話 ()
 会社名 ②
 氏名 (法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

記

(1) 工事現場	① 名称		工区 標	③ 工事の種類	新築・増築・改装
	② 所在地	杉 並 区			電話 ()
(2)	代表となる設計者 氏名		所 属 会 社		電話 ()
(3)	構造設計者 氏名		所 属 会 社		電話 ()
(4)	現場代理人(所長) 氏名		(5) 品質管理責任者 氏名		
(6)	階数 地上 階・地下 階 塔屋 階		(7) 建築面積 ㎡	(8) 延べ面積 ㎡	
(9)	構造 木造・S造・RC造・WRC造・SRC造・RC造・RC造 (造 + 造) ・その他 ()				
(10)	高さ 軒高 m 最高 m		(11) 随時済証交付機関		
(12)	随時・計画通知、年月日及び番号	年 月 日 第 号			
(13)	計画変更年月日及び番号	年 月 日 第 号 (変更内容は別紙) 年 月 日 第 号 (変更内容は別紙)			
(14)	構造計算の方法	(X) ルート1-()・ルート2-()・ルート3 (Y) ルート1-()・ルート2-()・ルート3	限界耐力計算・時刻歴応答解析 その他 ()		
(15)	工事監理者検査事項	指摘事項・是正内容 (別紙可)			※ 受 付 欄
(16)	工事監理者検査所見	(17) 工事監理組織 (各担当分岐及び担当者名)			

(注意) 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 代表となる工事監理者又は工事施工者の氏名 (法人の場合にあつては、代表者の氏名) の記載を自署で行う場合においては、押印を省略できます。

全部改正〔平成20年規則71号〕

第13号様式の5(第16条の3関係)

建築設備工事監理状況報告書
(地階を除く3以上の階数を有する建築物で延べ面積が500平方メートルを超えるもの)

下記のとおり建築設備工事監理状況を報告します。
この報告及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

年 月 日

建築主事 あり

代表となる工事監理者 住所 電話 ()
会社名 ()級建築士事務所()登録第()号
氏名 ⑤()級 建 築 士()登録第()号

建築設備士 氏名 ⑤ 登録第()号
電話 ()

工事施工者 住所 電話 ()
会社名 建設業の許可 大臣・知事 第()号
氏名 ⑤

建築主 住所 電話 ()
氏名
(法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
記

工事現場	名 称				
	建築場所	杉 並 区			
確認・計画通知、年月日及び番号等	構造	年 月 日 第 号	工事種別	新築・増築・改築	
	規模	木造・S造・RC造・WRC造・SRC造・混構造(造十 造)・その他()	地上 階・地下 階 塔屋 階	用途	
		建築面積 m ² ・延べ面積 m ² ・最高の高さ m			
確認済証交付後の設計変更(有・無)	建築基準法第6条第1項若しくは第18条第3項の計画変更又は同法第12条第5項の報告 年 月 日 第 号 (変更内容)				
総合所見					

(注意) 1 報告書は、工事完了後、代表となる工事監理者が作成してください。
2 工事施工者は、建築確認申請書に記載されている方を記入してください。
3 総合所見欄は、代表となる工事監理者の監理目標及びその結果に対する所見を記入してください。

追加[平成20年規則71号]

第13号様式の6(第16条の3関係)

建築設備工事監理状況報告書
(地階を除く3以上の階数を有する建築物で延べ面積が500平方メートルを超えるものを除く。)

下記のとおり建築設備工事監理状況を報告します。
この報告及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

建築主事 あて

代表となる工事監理者 住 所 電 話 ()
会社名 ()級建築士事務所()登録第()号
氏 名 ⑤()級 建 築 士 ()登録第()号

工事施工者 住 所 電 話 ()
会社名 建築業の許可 大臣・知事 第()号
氏 名 ⑤

建築主 住 所 電 話 ()
氏 名
(法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

記

工事 現場	名 称					
	建築場所	杉 並 区				
確認・計画通知、 年月日及び番号等	年 月 日 第 号					
	構造	木造・S造・RC造・WRC造・SRC造・ 混構造(造十 造)・その他()	工事 種別	新築・増築・改築		
	規模	地上 階・地下 階 塔屋 階			用途	
		建築面積	m ² ・延べ面積	m ² ・最高の高さ	m	
確認済証交付後 の設計変更 (有・無)	建築基準法第6条第1項若しくは第18条第3項の計画変更又は同法第12条第5項 の報告 年 月 日 第 号 (変更内容)					
総合所見						
(注意) 1 報告書は、工事完了後、代表となる工事監理者等が作成してください。 2 工事施工者は、建築確認申請書に記載されている方を記入してください。 3 総合所見欄は、代表となる工事監理者等の監理目標及びその結果に対する所見を記入してください。						

追加[平成20年規則71号]

第13号様式の7(第16条の3関係)

昇降機工事監理状況報告書
(建築物に設けるもの)

下記のとおり昇降機工事監理状況を報告します。
この報告及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

建築主事 あて
昇降機工事監理者 住 所 電 話 ()
会社名
氏 名 ㊟

昇降機施工業者 住 所 電 話 ()
会社名
氏 名 ㊟

昇降機を検査した場合の
昇降機検査資格者 氏 名 ㊟ 登録番号 第 号

設置者 住 所 電 話 ()
氏 名
(法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
記

工事 現場	名 称				
	設置場所	杉 並 区			
昇降機の確認・ 計画通知、年月 日及び番号	EV 小専昇 台・ES 台・	年 月 日 第 号	建築物の確認・ 計画通知、年月 日及び番号	年 月 日 第 号	
用 途		規 模	地上 階・地下 階		
総合所見					

- (注意) 1 総合所見欄は、昇降機工事監理者又は昇降機検査資格者等の所見を記入してください。
2 建築設備士の意見を聴いたときは、その内容を記入してください。
連絡先 ()

追加〔平成20年規則71号〕

第13号様式の8(第16条の3関係)

昇降機工事監理状況報告書
(工作物で観光のためのもの)

下記のとおり昇降機工事監理状況を報告します。
この報告及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

建築主事 へて
昇降機工事監理者 住 所 電 話 ()
会社名
氏 名 ㊟

昇降機施工業者 住 所 電 話 ()
会社名
氏 名 ㊟

昇降機を検査した場合の
昇 降 機 検 査 資 格 者 氏 名 ㊟ 登 録 番 号 第 号

築造主 住 所 電 話 ()
氏 名
(法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
記

工事 現場	名 称	
	築造場所	杉 並 区
昇降機の確認・計画通知、年月日及び番号		年 月 日 第 号 EV 台・ES 台・小専昇 台
用 途		
総合所見		

- (注意) 1 総合所見欄は、昇降機工事監理者又は昇降機検査資格者等の所見を記入してください。
2 建築設備士の意見を聞いたときは、その内容を記入してください。
連絡先 ()

追加〔平成20年規則71号〕

第13号様式の9(第16条の3関係)

遊戯施設工事監理状況報告書

下記のとおり遊戯施設工事監理状況を報告します。
この報告及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

建築主事 あて
代表となる工事監理者 住所 電話 ()
会社名 () 級建築士事務所 () 登録第 () 号
氏名 ㊟ () 級 建 築 士 () 登録第 () 号

工事施工者 住所 電話 ()
会社名 建設業の許可 大臣・知事 第 () 号
氏名 ㊟

築造主 住所 電話 ()
氏名
(法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
記

工事現場	施設名称				
	築造場所	杉並区			
確認・計画通知、年月日及び番号	年 月 日 第 号				
遊戯施設概要	ウォータースライド以外の遊戯施設	固有名称			
		一般名称	平成12年建設省告示第1419号別表第 ()		
		大臣認定等	有(認定番号)・その他()・無		
		構造	鉄骨 鉄筋 鉄骨鉄筋 木造 その他		
		定員	名× 台 編成 計 名		
		最高部高さ	m	回転半径	m 走路全長 m
		上昇・走行・回転・円周速度	下降速度		
	こう配・傾斜角度	度			
	電動機容量	V×	kw×	台	
	ウォータースライド	滑走路数	本		
滑走路 1		滑走路高低差	m	滑走路全長 m 平均こう配 度	
滑走路 2		滑走路高低差	m	滑走路全長 m 平均こう配 度	
滑走路 3		滑走路高低差	m	滑走路全長 m 平均こう配 度	
電動機容量		V×	kw×	台	
当初確認済証交付後の計画変更(有・無)	建築基準法第88条第1項において準用する同法第6条第1項若しくは第18条第3項の計画変更又は同法第12条第5項の報告 年 月 日 第 号 (変更内容)				
総合所見					
(注意) 1 報告書は、工事完了後、代表となる工事監理者等が作成してください。 2 工事施工者は、建築確認申請書に記載されている方を記入してください。 3 総合所見欄は、代表となる工事監理者等の監理目標及びその結果に対する所見を記入してください。					

追加[平成20年規則71号]

第13号様式の10(第16条の3関係)

(第1面)

省エネ基準工事監理状況報告書(モデル建物法用)

下記のとおり省エネ基準工事監理状況を報告します。
この報告及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

年 月 日

杉並区長宛

代表となる工事監理者 住 所 電 話 ()
 会社名 ()級建築士事務所()登録第()号
 氏 名 ㊟()級 建 築 士()登録第()号

工事施工者 住 所 電 話 ()
 会社名 建設業の許可 大臣・知事 第()号
 氏 名 ㊟()級 建 築 士()登録第()号

建築主 住 所 電 話 ()
 氏 名
 (法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

記

工 事 現 場	名 称			
	建築場所			
確認・計画通知、年月日及び番号		年 月 日 第 号		
計画変更年月日及び番号		年 月 日 第 号		
構造	木造・S造・RC造・WRC造・SRC造・ 混構造(造 + 造)・その他()	工事種別	新築・増築・改築	
規模	地上 階 ・ 地下 階 ・ PH 階	用途		
	建築面積 m ² ・延面積 m ² ・最高の高さ m			

(第2面)

適合判定通知書

建築物エネルギー消費性能確保計画	年	月	日	適合通知書番号	第	号
------------------	---	---	---	---------	---	---

計画変更

変更計画書 番号—1	年	月	日	適合通知書番号	第	号
	(変更内容)					
変更計画書 番号—2	年	月	日	適合通知書番号	第	号
	(変更内容)					
変更計画書 番号—3	年	月	日	適合通知書番号	第	号
	(変更内容)					

軽微な変更

軽微変更番号等—1	年	月	日	軽微な変更説明書番号	第	号
	(変更内容)					
軽微変更番号等—2	年	月	日	軽微な変更説明書番号	第	号
	(変更内容)					
軽微変更番号等—3	年	月	日	軽微な変更説明書番号	第	号
	(変更内容)					

総合所見						
------	--	--	--	--	--	--

(第3面)

報告内容(以下の項目について申請図書のとおり施工されたことを報告します。)

項目	報告事項	照合を行った設計図書	確認方法	確認結果
外皮	(1) 断熱材の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 窓の仕様及び設置状況(ブラインドボックス及びびさしの設置状況を含む。)		A・B・C	適・不適
空調設備	(1) 熱源機器の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 全熱交換器の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(3) 全熱交換器のバイパス制御の設置状況		A・B・C	適・不適
	(4) 予熱時外気取入れ停止制御の設置状況		A・B・C	適・不適
	(5) 2次ポンプの変流量制御の設置状況		A・B・C	適・不適
	(6) 空調機ファンの変風量制御の設置状況		A・B・C	適・不適
換気設備	(1) 換気設備の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 送風量制御の設置状況		A・B・C	適・不適

(第4面)

照 明 設 備	(1) 照明器具の消費電力、台数及び取付状況		A・B・C	適・不適
	(2) 各種制御の設置状況（在室検知制御等※注意7参照）		A・B・C	適・不適
給 湯 設 備	(1) 給湯機器の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 給湯配管の保温の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(3) 節湯器具の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
設 昇 降 機 備 機	昇降機の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
発 電 設 備 光	太陽光発電の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適

(注意)

- 1 本様式は、「モデル建物法」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した建築物に係る工事監理を対象としています。
- 2 計算対象となる設備等がない場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
- 3 「照合を行った設計図書」の欄は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第1条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載してください。
- 4 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。
(A：目視による立会確認、B：計測等による立会確認、C：施工計画書等・試験成績書等による確認)
- 5 本様式は、代表となる工事監理者が作成し、2部（正本及び副本）提出してください。
なお、確認後1部（副本）は返却しますので、建築主が保管してください。
- 6 総合所見欄は、工事監理者の監理目標及びその結果に対する所見を記入してください。
- 7 「照明設備」の在室検知制御等とは、タイムスケジュール制御、初期照度補正制御、昼光連動調光制御、明るさ感知による自動点滅制御及び照度調整調光制御をいいます。

追加[平成29年規則36号]

W第13号様式の11(第16条の3関係)

(第1面)

省エネ基準工事監理状況報告書(標準入力法等用)

下記のとおり省エネ基準工事監理状況を報告します。
この報告及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

杉並区長宛

代表となる工事監理者 住 所 電 話 ()
 会社名 ()級建築士事務所()登録第()号
 氏 名 ㊟()級 建 築 士()登録第()号

工事施工者 住 所 電 話 ()
 会社名 建設業の許可 大臣・知事 第()号
 氏 名 ㊟()級 建 築 士()登録第()号

建築主 住 所 電 話 ()
 氏 名
 (法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

記

工 事 現 場	名 称			
	建築場所			
確認・計画通知、年月日及び番号		年 月 日 第 号		
計画変更年月日及び番号		年 月 日 第 号		
構造	木造・S造・RC造・WRC造・SRC造・ 混構造(造 + 造)・その他()	工事 種別	新築・増築・改築	
規模	地上 階 ・ 地下 階 ・ PH 階	用途		
	建築面積 m ² ・延面積 m ² ・最高の高さ m			

(第2面)

適合判定通知書

建築物エネルギー消費性能確保計画	年	月	日	適合通知書番号	第	号
------------------	---	---	---	---------	---	---

計画変更

変更計画書 番号—1	年	月	日	適合通知書番号	第	号
	(変更内容)					
変更計画書 番号—2	年	月	日	適合通知書番号	第	号
	(変更内容)					
変更計画書 番号—3	年	月	日	適合通知書番号	第	号
	(変更内容)					

軽微な変更

軽微変更番号等—1	年	月	日	軽微な変更説明書番号	第	号
	(変更内容)					
軽微変更番号等—2	年	月	日	軽微な変更説明書番号	第	号
	(変更内容)					
軽微変更番号等—3	年	月	日	軽微な変更説明書番号	第	号
	(変更内容)					

総合所見						
------	--	--	--	--	--	--

(第3面)

報告内容(以下の項目について、申請図書のとおり施工されたことを報告します。)

項目	報告事項	照合を行った設計図書	確認方法	確認結果
外 皮	(1) 断熱材の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 窓の仕様及び設置状況(ブラインドボックス及びびさしの設置状況を含む。)		A・B・C	適・不適
空 気 調 和 設 備	(1) 熱源機器の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 冷暖同時供給の有無		A・B・C	適・不適
	(3) 熱源機器に係る台数制御の設置状況		A・B・C	適・不適
	(4) 蓄熱システムの仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(5) 2次ポンプの仕様(流量制御方式を含む。)及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(6) 2次ポンプの変流量制御の設置状況		A・B・C	適・不適
	(7) 2次ポンプに係る台数制御の設置状況		A・B・C	適・不適
	(8) 空調機の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(9) 空調機ファンの変风量制御の設置状況		A・B・C	適・不適
	(10) 予熱時外気取入れ停止制御の設置状況		A・B・C	適・不適
	(11) 外気冷房制御の有無		A・B・C	適・不適

(第4面)

	(12) 全熱交換器の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(13) 全熱交換器のバイパス制御の設置状況		A・B・C	適・不適
換気設備	(1) 換気設備(換気代替空調機を含む。)の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 換気設備に係る各種制御(換気代替空調機を含む。)の設置状況		A・B・C	適・不適
照明設備	(1) 照明器具の消費電力、台数及び取付状況		A・B・C	適・不適
	(2) 各種制御の設置状況(在宅検知制御等※注意7参照)		A・B・C	適・不適
給湯設備	(1) 給湯機器の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 給湯配管の保温の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(3) 節湯器具の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(4) 太陽熱利用設備の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
設 昇 降 機 備	昇降機の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
発 太 電 陽 設 備 光	太陽光発電の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	パワーコンディショナの仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
シ ョ ン シ ス テ ム	コージェネレーションシステムの仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適

(第5面)

(注意)

- 1 本様式は、「標準入力法等」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した建築物に係る工事監理を対象としています。
- 2 計算対象となる設備等がない場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
- 3 「照合を行った設計図書」の欄は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第1条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載してください。
- 4 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。
(A：目視による立会確認、B：計測等による立会確認、C：施工計画書等・試験成績書等による確認)
- 5 本様式は、代表となる工事監理者が作成し、2部(正本及び副本)提出してください。
なお、確認後1部(副本)は返却しますので、建築主が保管してください。
- 6 総合所見欄は、工事監理者の監理目標及びその結果に対する所見を記入してください。
- 7 「照明設備」の在室検知制御等とは、タイムスケジュール制御、初期照度補正制御、昼光連動調光制御、明るさ感知による自動点滅制御及び照度調整調光制御をいいます。

追加[平成29年規則36号]

第13号様式の12(第16条の3関係)

(第1面)

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書

年 月 日

杉並区長宛

申請者氏名 ㊦

適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第3条（同令第7条第2項において準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更があつたので、報告します。

1	建築物等の名称	
2	建築物等の所在地	
3	省エネ適合性判定年月日・番号	年 月 日 第 号
4	変更の内容 <input type="checkbox"/> A 省エネ性能が向上する変更 <input type="checkbox"/> B 一定範囲内の省エネ性能が減少する変更 <input type="checkbox"/> C 再計算によって基準適合が明らかな変更（計画の抜本的な変更を除く。）	
5	備考	
	(注意) 1 この説明書は、完了検査申請の際に、適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画に軽微な変更があつた場合に、完了検査申請書の第3面の別紙として添付してください。 2 4 変更の内容において、Aのチェックボックスに「 <input checked="" type="checkbox"/> 」マークを入れた場合は第2面に、Bのチェックボックスに「 <input checked="" type="checkbox"/> 」マークを入れた場合は第3面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。Cのチェックボックスに「 <input checked="" type="checkbox"/> 」マークを入れた場合は、軽微変更証明書及びその申請に用いた図書を添付してください。	受付欄

(第3面 別紙)

[空調和設備関係]

<p>次のア又はイのいずれかの変更に該当し、かつ、これ以外については「変更なし」又は「性能が向上する変更」である場合</p>
<p>ア 外壁の平均熱貫流率が5%を超えない増加かつ窓の平均熱貫流率が5%を超えない増加</p>
<p>外壁の平均熱貫流率が5%を超えない増加</p> <hr/> <p>変更内容 <input type="checkbox"/>断熱材種類 <input type="checkbox"/>断熱材厚み 変更する方位 <input type="checkbox"/>全方位 <input type="checkbox"/>一部方位のみ(方位) 変更前・変更後の平均熱貫流率 変更前() 変更後() 増加率()%</p>
<p>窓の平均熱貫流率が5%を超えない増加</p> <hr/> <p>変更内容 <input type="checkbox"/>ガラス種類 <input type="checkbox"/>ブラインドの有無 変更する方位 <input type="checkbox"/>全方位 <input type="checkbox"/>一部方位のみ(方位) 変更前・変更後の平均熱貫流率 変更前() 変更後() 増加率()%</p>
<p>イ 熱源機器の平均効率が10%を超えない低下</p>
<p>平均熱源効率(冷房平均COP)</p> <hr/> <p>変更内容 <input type="checkbox"/>機器の仕様変更 <input type="checkbox"/>台数の増減 変更前・変更後の平均熱貫流率 変更前() 変更後() 減少率()%</p>
<p>平均熱源効率(暖房平均COP)</p> <hr/> <p>変更内容 <input type="checkbox"/>機器の仕様変更 <input type="checkbox"/>台数の増減 変更前・変更後の平均熱貫流率 変更前() 変更後() 減少率()%</p>

(第3面 別紙)

[換気設備関係]

<p>評価の対象となる室の用途ごとに、次のア又はイのいずれかの変更該当し、かつ、これ以外については「変更なし」又は「性能が向上する変更」である場合</p>
<p>ア 送風機の電動機出力が10%を超えない増加</p>
<p>室用途 () 変更内容 <input type="checkbox"/>機器の仕様変更 <input type="checkbox"/>台数の増減 変更前・変更後の送風機の電動機出力 変更前 () 変更後 () 増加率 () %</p>
<p>室用途 () 変更内容 <input type="checkbox"/>機器の仕様変更 <input type="checkbox"/>台数の増減 変更前・変更後の送風機の電動機出力 変更前 () 変更後 () 増加率 () %</p>
<p>イ 計算対象床面積が5%を超えない増加(室用途が「駐車場」又は「厨房」である場合のみ)</p>
<p>室用途 駐車場 変更前・変更後の床面積 変更前 () 変更後 () 増加率 () %</p>
<p>室用途 厨房 変更前・変更後の床面積 変更前 () 変更後 () 増加率 () %</p>

(第3面 別紙)

[照明設備関係]

評価の対象となる室の用途ごとに、次の変更該当し、かつ、これ以外については「変更なし」又は「性能が向上する変更」である場合

単位面積当たりの照明器具の消費電力が10%を超えない増加

室用途 ()

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減

変更前・変更後の単位面積当たりの消費電力

変更前 () 変更後 () 増加率 () %

室用途 ()

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減

変更前・変更後の単位面積当たりの消費電力

変更前 () 変更後 () 増加率 () %

室用途 ()

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減

変更前・変更後の単位面積当たりの消費電力

変更前 () 変更後 () 増加率 () %

室用途 ()

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減

変更前・変更後の単位面積当たりの消費電力

変更前 () 変更後 () 増加率 () %

(第3面 別紙)

[給湯設備関係]

<p>評価の対象となる湯の使用用途ごとに、次の変更該当し、かつ、これ以外については「変更なし」又は「性能が向上する変更」である場合</p>
<p>給湯機器の平均効率が10%を超えない低下</p>
<p>湯の使用用途 () 変更内容 <input type="checkbox"/>機器の仕様変更 <input type="checkbox"/>台数の増減 変更前・変更後の平均効率 変更前 () 変更後 () 減少率 () %</p>
<p>湯の使用用途 () 変更内容 <input type="checkbox"/>機器の仕様変更 <input type="checkbox"/>台数の増減 変更前・変更後の平均効率 変更前 () 変更後 () 減少率 () %</p>
<p>湯の使用用途 () 変更内容 <input type="checkbox"/>機器の仕様変更 <input type="checkbox"/>台数の増減 変更前・変更後の平均効率 変更前 () 変更後 () 減少率 () %</p>
<p>湯の使用用途 () 変更内容 <input type="checkbox"/>機器の仕様変更 <input type="checkbox"/>台数の増減 変更前・変更後の平均効率 変更前 () 変更後 () 減少率 () %</p>

(第3面 別紙)

[太陽光発電関係]

<p>次のア又はイのいずれかの変更に該当し、かつ、これ以外については「変更なし」又は「性能が向上する変更」である場合</p>
<p>ア 太陽電池アレイのシステム容量が2%を超えない減少</p>
<p>変更前・変更後の太陽電池アレイのシステム容量 変更前 システム容量の合計値 () 変更後 システム容量の合計値 () 変更前・変更後のシステム容量減少率 () %</p>
<p>イ パネル方位角が30度を超えず、かつ、傾斜角が10度を超えない変更</p>
<p>パネル番号 () パネル方位角 <input type="checkbox"/>30度を超えない変更 () 度変更 パネル傾斜角 <input type="checkbox"/>10度を超えない変更 () 度変更</p>
<p>パネル番号 () パネル方位角 <input type="checkbox"/>30度を超えない変更 () 度変更 パネル傾斜角 <input type="checkbox"/>10度を超えない変更 () 度変更</p>

追加[平成29年規則36号]

第14号様式(第17条、第19条関係)

指 定
道路（位置） 指定変更申請書
指定取消

<p style="text-align: center;">指 定 建築基準法第42条第 項第 号の規定による道路（位置）の指定の変更を 指定の取消し 下記のとおり申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>杉並区長 宛</p> <p style="text-align: center;">申請者 氏 名 ㊟ (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)</p> <p style="text-align: center;">記</p>		
1	申請者住所	電話 ()
2 代理人	住所	電話 ()
	氏 名	
3	道路に係る土地の 地名及び地番	杉並区 丁目 番地
4 申請 道路	幅 員	m
	延 長	m
5	備 考	
※ 受 付 欄		

(注意)

- 1 1 欄は、法人にあつては、その事務所の所在地を記入してください。
- 2 ※印のある欄は、記入しないでください。
- 3 申請者の氏名（法人の場合にあつては、代表者の氏名）の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

全部改正〔平成27年規則62号〕

第15号様式(第17条、第19条関係)

指 定
道路（位置） 指定変更申請図
指定取消


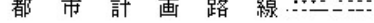



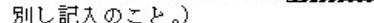

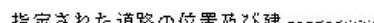


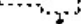
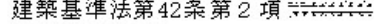



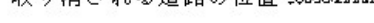

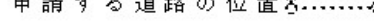


縮 尺	地 籍 図	
	付 近 見 取 図	
尺	構 造 図	
	公 図 写	

道路に係る土地の地名地番
幅員 メートル・延長 メートル・自動車転回広場 平方メートル

※ 道路（位置）の指定・指定変更・指定取消台帳			
告示年月日	年 月 日	指定年月日	年 月 日
告示番号	第 号	番 号	第 号

承 諾 書	この図面のとおり道路（位置）の指定・指定の変更・指定の取消しを承諾いたします。 年 月 日 申請者 様		申請者住所・氏名・印		
	権利等	住 所	氏 名	印	承諾日
備 考					
図面作成者住所・氏名		㊟			
測量者住所・氏名		㊟			

凡 例

方 位		都市計画路線	
塀（構造を記入のこと）		予定する道路の位置	
生 垣		既存道路（公道私道を区別し記入のこと）	
予定建築物 （用途を記入のこと）		指定された道路の位置及び建築線（指定年月日及び番号を記入のこと）	
既存建築物 （用途を記入のこと）		建築基準法第42条第2項に該当する道路	
敷 地 界		取り消される道路の位置	
地 番 界		申請する道路の位置	
町 丁 目 界		擁 壁	
区 市 町 村 界		高 圧 線	
		産	
		水路及び土揚敷	

- 注意 1 承諾書の「権利等」欄は、土地の所有者及びその土地又はその土地の建築物若しくは工作物について該当する権利をそれぞれ記入してください。また、承諾の相手方が、指定を受けようとする道を建築基準法施行令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理する者である場合は、「管理者」と記入してください。
- 2 図面中に、地番、権利等及び氏名をそれぞれ記入してください。
- 3 備考欄には、権利者の承諾に関連し特記すべき事項を記入してください。
- 4 申請の道路の幅員及び延長の単位は、「メートル」（小数点以下第2位まで）としてください。
- 5 付近見取図、道路構造図及び土地に高低差がある場合は、その断面図を記入してください。
- 6 付近見取図と地籍図の方位は、一致させてください。
- 7 隣地境界又は測量の基点から申請道路までの距離を記入してください。
- 8 ※印のある欄には記入しないでください。

全部改正〔平成31年規則32号〕

第16号様式（第17条、第19条関係）

指 定
水平距離の指定変更申請書
指定取消

<p style="text-align: center;">指 定 建築基準法第42条第3項の規定による水平距離の指定の変更を下記のとおり申請 指定の取消 します。この申請書及び添付図書に記載の事項は事実と相違ありません。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>杉並区長 宛</p> <p style="text-align: right;">申請者 氏名 ㊟</p> <p style="text-align: center;">(法人にあつては、その 名称及び代表者の氏名)</p>			
1	申請者住所	電話 ()	
2	住 所	電話 ()	
	代理人 氏 名		
3	指定等申請地	から	
		まで	
4	指定等を受け る水平距離	m	5 現在の道路 幅員
6	道路の種類	7 道路の延長	m
※ 受 付 欄			

- (注意) 1 1欄は、法人にあつては、その事務所の所在地を記入してください。
 2 ※印のある欄は、記入しないでください。
 3 申請者の氏名(法人にあつては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

全部改正〔平成27年規則62号〕

第17号様式(第17条、第19条関係)

建築基準法第42条第3項の規定による水平距離の指定変更申請図
指定取消

縮 尺	地 籍 図	
	付 近 見 取 図	
	構 造 図	
	公 図 写 し	

指定等申請地 から
まで

指定等を受ける水平距離 メートル・道路の延長
メートル

※ 水平距離の指定・指定変更・指定取消台帳				
告示年月日	年 月 日	指定年月日	年 月 日	
告示番号	第 号	番 号	第 号	号

承 諾 書	この図面のとおり道路境界線とみなす位置の指定・指定の変更・指定の取消しを承諾いたします。 年 月 日 申請者 様		申請者・住所・氏名・印		
	権利別	住所	氏名	印	承諾日
備 考					
	図面作成者住所・氏名				
	測量者住所・氏名				

凡 例

方位		都市計画路線	
石ぐい		予定する道路の位置	
塀 (構造を記入のこと)		既存道路(公道私道を区別し記入のこと)	
井戸		指定された道路の位置及び建築線(指定年月日及び番号を記入のこと)	
生垣		建築基準法第42条第2項に該当する道路	
予定建築物 (用途を記入のこと)		取り消される道路の位置	
既存建築物 (用途を記入のこと)		申請する道路の位置	
敷地界		擁壁	
地番界		高圧線	
町丁目界		崖	
区市町村界		水路及び土揚敷	

- 注意
- 承諾書の「権利別」欄は、土地の所有者及びその土地又はその土地の建築物若しくは工作物について該当する権利をそれぞれ記入してください。
 - 図面中に、地番、権利別及び氏名をそれぞれ記入してください。
 - 備考欄には、権利者の承諾に関連し特記すべき事項を記入してください。
 - 申請の道路の幅員及び延長の単位は、「メートル」(小数点以下第2位まで)としてください。
 - 付近見取図、道路構造図及び土地に高低差がある場合は、その断面図を記入してください。
 - 付近見取図と地籍図の方位は、一致させてください。
 - 隣地境界又は測量の基点から申請道路までの距離を記入してください。
 - ※印のある欄には記入しないでください。

全部改正〔平成27年規則62号〕

第17号様式の2(第18条の2、第19条関係)

<p>指 定 道路（位置） 指定変更通知書 指定取消</p>	<p>第 号 年 月 日</p>
<p>申請者 様</p>	<p>杉並区長 印</p>
<p>指 定 下記による道路（位置）の指定の変更の申請については、建築基準法第42条第 指定の取消し 指 定 項第 号の規定による指定の変更をしたので通知します。 指定の取消し</p>	
<p>記</p>	
<p>1 申請年月日 年 月 日</p>	
<p>2 道路に係る土地の地名及び地番</p>	
<p>3 申請道路</p>	
(1) 幅 員	m
(2) 延 長	m
<p>(注意) この通知書は、大切に保存してください。</p>	

追加[平成27年規則62号]

第17号様式の3(第18条の2、第19条関係)

指 定
水平距離の指定変更通知書
指定取消

第 号
年 月 日

申請者 様

杉並区長 印

指 定
下記による水平距離の指定の変更の申請については、建築基準法第42条第3項
指定の取消し

指 定
の規定による指定の変更をしたので通知します。
指定の取消し

記

1 申請年月日 年 月 日

2 指定等申請地

3 指定等の概要

- (1) 指定等を受ける水平距離
- (2) 道路の種類
- (3) 現在の道路の種類
- (4) 現在の道路幅員
- (5) 道路の延長

(注意) この通知書は、大切に保存してください。

追加[平成27年規則62号]

第17号様式の4(第18条の3、第19条関係)

私道 変更 届出書
廃止

建築基準法第42条第1項第3号に規定する道路の^{変更}を下記のとおり届け出ます。
廃止
この届出書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

杉並区長 宛

届出者 氏 名 ㊟
(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

記

1	届出者住所	電話 ()
2 代理人	住所	電話 ()
	氏名	
3	道路の地名及び地番	
4 届出道路	幅員	m
	延長	m
5	備考	
※	受付欄	

(注意)

- 1 欄は、法人にあつては、その事務所の所在地を記入してください。
- ※印のある欄は、記入しないでください。
- 届出者の氏名（法人の場合にあつては、代表者の氏名）の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

追加[平成27年規則62号]

第18号様式(第36条、第38条関係)

建築協定認可申請書

下記のような建築協定を締結したいので、建築基準法第 条 第 項の規定により、関係図書を添えて、申請します。

杉並区長 あて

年 月 日

申請者 住所
氏名
電話 ()
(法人にあつては、その事務所の所在地)
及び名称並びに代表者の氏名

記

建築協定の概要	1 建築協定の名称				
	2 区域の地名地番				
	3 建築物に関する協定事項	建築物の敷地・位置・構造・用途・形態・意匠・設備に関する基準			
	4 有効期間				
	5 違反があった場合の措置				
6 協定区域の面積	m ²	7 協定区域隣接地の面積	m ²		
8 協定区域隣接地の地名地番					
9 用途地域			11 用途・防火以外の地域・地区・区域		
10 防火地域	防火・準防火・指定なし	12 敷地面積との比		% / %	%
13 土地所有者等の人数	土地所有者	建築物の所有を目的とする		法第77条の規定による建築物の借主	合計
	[うち共有者]	地上権者	賃借権者		
	() 人	[うち共同地上権者]	[うち共同賃借権者]	() 人	() 人
14 ※備考					
※受付欄					

- (注意) 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 2及び8欄は、仮換地として指定された土地の場合、仮換地の地名地番を記入してください。
 3 3及び10欄は、該当するものを○で囲んでください。
 4 7及び8欄は、協定区域隣接地を定める場合のみ記入してください。
 5 記載欄に記入できないときは、別紙に記入してください。
 6 申請者の氏名(法人にあつては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

第18号様式の2(第39条関係)

建 築 協 定 認 可 通 知 書		
	建築協定認可第	号
	年 月 日	
申請者	様	
	杉並区長	印
<p>下記による建築協定の認可の申請については、建築基準法第 条 第 項の規定により認可したので通知します。</p>		
記		
1	申請年月日	年 月 日
2	建築協定の名称	
3	区域の地名地番	
4	建築物に関する協定事項	
5	有効期間	
6	違反があった場合の措置	
<p>(注意) この通知書は、大切に保存してください。</p>		

第19号様式(第37条、第38条関係)

建築協定 変更 廃止 認可申請書

年 月 日 第 号認可の建築協定を下記のように変更したいので、建築基準法第74条第1項の規定により、関係図書を添えて申請します。

杉並区長 あて 申請者 住所 氏名 電話 () ④
〔法人にあつては、その事務所の所在地〕
及び名称並びに代表者の氏名

記

建築協定の概要	1	建築協定の称				
	2	区域の地名地番				
	3	建築物に関する協定事項	建築物の敷地・位置・構造・用途・形態・意匠・設備に関する基準			
	4	有効期間				
	5	違反があつた場合の措置				
6	協定区域の面積	m ²	7	協定区域隣接地の面積	m ²	
8	協定区域隣接地の地名地番					
9	用途地域	11		用途・防火以外の地域・地区・区域		
10	防火地域	防火・準防火・指定なし	12	敷地面積との比	% / %	
13	土地所有者等の人数	土地の所有者	建築物の所有を目的とする		法第77条の規定による建築物の借主	合計
		〔うち共有者〕	地上権者〔うち共同地上権者〕	賃借権者〔うち共同賃借権者〕		
		() 人	() 人	() 人	() 人	() 人
14	協定の廃止に合意する土地の所有者等の人数	土地の所有者	建築物の所有を目的とする		法第77条の規定による建築物の借主	合計
		〔うち共有者〕	地上権者〔うち共同地上権者〕	賃借権者〔うち共同賃借権者〕		
		() 人	() 人	() 人	() 人	() 人
15	協定の廃止に合意する土地の所有者等の割合					%
16	※備考					
	※受付欄					

- (注意) 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 2及び8欄は、仮換地として指定された土地の場合、仮換地の地名地番を記入してください。
 3 3及び10欄は、該当するものを○で囲んでください。
 4 7及び8欄は、協定区域隣接地を定める場合のみ記入してください。
 5 14及び15欄は、協定を廃止する場合のみ記入してください。
 6 記載欄に記入できないときは、別紙に記入してください。
 7 申請者の氏名(法人にあつては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

㊦第19号様式の2(第39条関係)

建築協定 変更
廃止 認可通知書

建築協定 変更
廃止 認可第 号
年 月 日

申請者 様

杉並区長 印

下記による建築協定の 変更
廃止 の申請については、建築基準法第 条 第 項の
規定により認可したので通知します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 建築協定の名称
- 3 区域の地名地番
- 4 建築物に関する協定事項
- 5 有効期間
- 6 違反があった場合の措置

(注意) この通知書は、大切に保存してください。

W第20号様式(第40条関係)

借 地 権 消 滅 等 届

下記のとおり借地権が消滅しましたので、
換地計画で換地及び土地の共有部分が定められませんでしたので、
建築基準法第74条の2第3項の規定により、関係図書を添えて届け出ます。

年 月 日

杉並区長 あて

届出者 住所
氏名 ㊦
電話 ()
〔法人にあつては、その事務所の所在地〕
及び名称並びに代表者の氏名
記

1 建築協定の名称	
2 認可年月日・番号	年 月 日 第 号
3 借地権消滅 換地処分 年月日	年 月 日
4 土地の地名地番	
5 所有者の住所及び氏名	電話 ()
※ 受 付 欄	

- (注意) 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 4 欄は、仮換地として指定された土地の場合、仮換地の地名地番を記入してください。
 3 5 欄は、借地権が消滅したときに届け出る場合のみ記入してください。
 4 届出者の氏名(法人にあつては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

㊦第21号様式(第41条関係)

建 築 協 定 加 入 届

年 月 日第 号認可の下記の建築協定に加わりたいので、建築基準法 第75条の2 第1項 の規定により、関係図書を添えて届け出ます。 第2項 杉並区長 あて						
年 月 日 届出者（複数の権利者がいるときは代表者） 住所 氏名 ⑧ 電話 () (法人にあつては、その事務所の所在地) 及び名称並びに代表者の氏名 記						
1	建築協定の名称					
2	土地の地名地番					
3	協定区域隣接地の面積					
4	用途地域	6 用途・防火以外の地域・地区・区域				
5	防火地域	防火・準防火・指定なし	7 敷地面積との比	% / %		
8	土地所有者等の人數	建築物の所有を目的とする		法第77条の規定による建築物の借主	合計	
		土地所有者	地上権者			賃借権者
		[うち共有者]	[うち共同地上権者]			[うち共同賃借権者]
	()人	()人	()人	()人	()人	
※ 受 付 欄						

- (注意) 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 2欄は、仮換地として指定された場合、仮換地の地名地番を記入してください。
 3 3から8までの欄は、第2項に基づき届け出る場合のみ記入してください。
 4 届出者の氏名（法人にあつては、代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

㊦第22号様式(第43条関係)

一人建築協定が効力を有することとなった旨の届

下記のとおり法第76条の3第5項の規定により効力を有することとなったので、 杉並区建築基準法施行細則第43条の規定により、関係図書を添えて届け出ます。 杉並区長 あて	
年 月 日 届出者 住所 氏名 ㊟ 電話 () [法人にあつては、その事務所の所在地 及び名称並びに代表者の氏名] 記	
1 建築協定の名称	
2 認可年月日・番号	年 月 日 第 号
3 効力を有することとなつた年月日	年 月 日
地名地番	所有者等の住所・氏名
※ 受 付 欄	

- (注意) 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 地名地番の欄は、仮換地として指定された土地の場合、仮換地の地名地番を記入してください。
 3 記載欄に記入できないときは、別紙に記入してください。
 4 届出者の氏名(法人にあつては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

㊟第23号様式(第48条関係)

概要書等閲覧申込票

受付欄	閲覧者
	住所 ----- 氏名
閲覧目的	
閲覧概要書等の種類	

①	住居表示	杉並区 丁目 番 号
	地名地番	杉並区 丁目 番地
	確認番号	年度 第 号
	その他(建築主、 建築年月日等)	
②	住居表示	杉並区 丁目 番 号
	地名地番	杉並区 丁目 番地
	確認番号	年度 第 号
	その他(建築主、 建築年月日等)	
③	住居表示	杉並区 丁目 番 号
	地名地番	杉並区 丁目 番地
	確認番号	年度 第 号
	その他(建築主、 建築年月日等)	

注 令和2年12月24日規則第94号により、令和3年2月1日から施行
第23号様式を次のように改める。
第23号様式(第48条、第50条の2関係)

概要書等閲覧申込票兼写しの交付申請書

概要書等の閲覧を申し込みます。
 以下のとおり、概要書等の閲覧を申し込み、その写しの交付を申請します。

受 付 欄	申込者・申請者
	住所
	氏名
目的	
概要書等の種類	

①	住居表示	杉並区 丁目 番 号	
	地名地番	杉並区 丁目 番地	
	確認番号	年度 第 号	枚 数
	その他(建築主、 建築年月日等)		枚
②	住居表示	杉並区 丁目 番 号	
	地名地番	杉並区 丁目 番地	
	確認番号	年度 第 号	枚 数
	その他(建築主、 建築年月日等)		枚
③	住居表示	杉並区 丁目 番 号	
	地名地番	杉並区 丁目 番地	
	確認番号	年度 第 号	枚 数
	その他(建築主、 建築年月日等)		枚

全部改正〔平成31年規則32号〕